

令和4年度 第1回

秋田県地域職業能力開発促進協議会

資料

日時：令和4年11月29日（火） 14:00～

場所：ルポールみずほ 2階 ききょう

 秋田労働局職業安定部訓練室

秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）

1 目的

都道府県労働局及び都道府県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、都道府県の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う秋田県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 設置主体

設置主体は秋田労働局、秋田県とする。

3 構成

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 労働者団体
- (3) 事業主団体
- (4) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (6) 秋田県
- (7) 秋田労働局
- (8) その他関係機関が必要と認める者

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

- (1) 協議会は原則として年2回以上、中央協議会の開催等を踏まえて開催する。
- (2) 委員が出席できないときは、あらかじめ代理人選任届（別添様式参照9）を提出することにより代理出席を認める。

7 協議事項

協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

8 事務局

協議会の事務局は秋田労働局職業安定部に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和*年*月*日から施行する。

(参考様式)

代理人選任届

(委 員)
所 属
氏 名

印

令和 年 月 日開催の「秋田県地域職業能力開発促進協議会委員」について、下記の者を代理人として選任する。

令和 年 月 日

記

(代理人)
所 属
役 職
氏 名

印

秋田県地域職業能力開発促進協議会実施要領（案）

1 開催

秋田県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、原則として年2回以上、中央協議会の開催等を踏まえて開催する。

2 構成員

秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）3に掲げる協議会の構成員については、以下の者とする。

（1）学識経験者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

（2）労働者団体

日本労働組合総連合会秋田県連合会の役員または役員と同等クラスの者

（3）事業主団体

一般社団法人秋田県経営者協会、秋田県中小企業団体中央会、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合の役員または役員と同等クラスの者

その他、必要に応じて設定する職業訓練の規模が大きい業界の関係者

（4）職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部長

秋田県専修学校各種学校協会の役員または役員と同等クラスの者

秋田県職業能力開発協会の役員または役員と同等クラスの者

全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

リカレント教育を実施する大学等

（5）職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

県内に事業所のある者

（6）秋田県

商工労働担当部長又は福祉担当部長及び教育庁高校教育課長

（7）秋田労働局

秋田労働局長

（8）その他関係機関が必要と認める者

3 協議方法等

(1) 地域の人材ニーズの把握

協議会の構成員からの説明や構成員間の意見交換等を通じて地域の人材ニーズを把握する。

(2) 公的職業訓練の実施状況の検証

地域職業訓練実施計画に基づき、適切に公的職業訓練が行われているか検証する。

前年度の離職者向け公的職業訓練について取りまとめの上、秋田県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部（以下「機構秋田支部」という。）から所管部分について、前年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

また、当該年度の離職者向け公的職業訓練の進捗状況についても取りまとめの上、秋田県、市町村及び機構秋田支部から、当該年度の地域職業訓練実施計画と比較しながら説明を行う。

(3) 訓練効果の把握・検証

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行うこととするが、具体的な検証等は、要綱4のワーキンググループを設置して行わせることができる。その場合、ワーキンググループの名称は「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」とし、具体的な進め方等は、「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領」とおりとする。

(4) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進の取組の共有

① 秋田労働局から、ハローワークにおけるキャリアコンサルティング事例等の説明

② 秋田県、訓練・教育機関等から、職業訓練等に関わるキャリアコンサルティングの実施状況、事例等の説明

4 協議内容の公表

協議会資料は、原則公表する。協議会の議事録又は議事概要とともに秋田労働局のHPに掲載する。

令和*年*月*日 策定

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領（案）

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱」の3の構成員のうち、秋田労働局、秋田県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部（以下「機構秋田支部」という。）とし、必要に応じて、秋田県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

4 WGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

- ① 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。
- ② 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情

を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

- ① ヒアリングは直接又は web 会議のいずれでも差し支えない。
- ② ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

ア 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

イ 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

ウ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2) のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3) の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・公募条件又は入札の加点要素として付加
- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に機構秋田支部が行う実施状況

の確認の際に周知

- ・申請・認定事務の際に周知
- ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策(案)等については協議会に報告する。

令和*年*月*日 策定

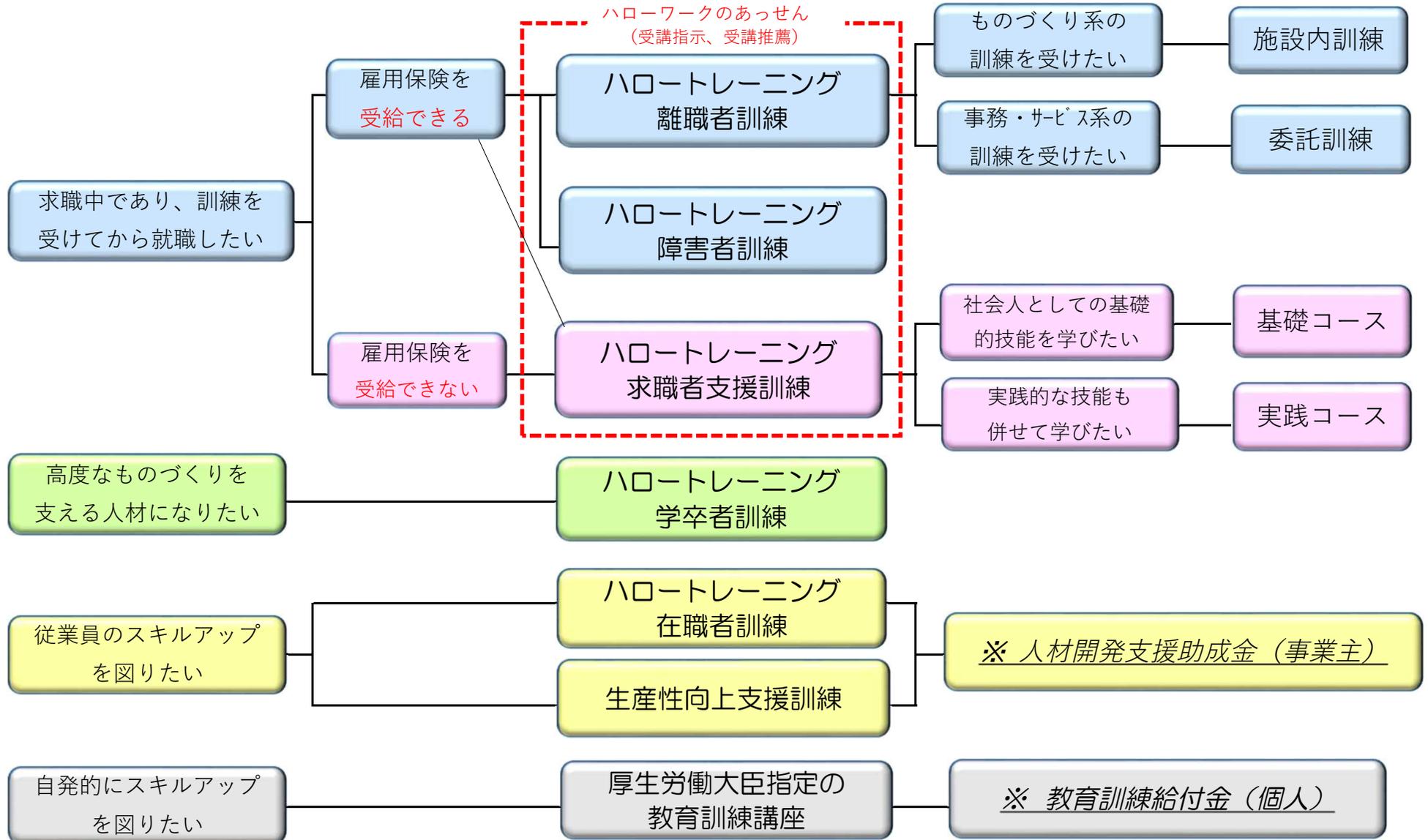
令和4年度第1回秋田県地域職業能力開発促進練協議会
(R4.11.29開催)

資料No 2

公的職業訓練の概要について

能力開発・人材育成支援の概要

○ 企業内での人材育成、個人の主体的な能力開発、セーフティーネットとしての公的職業訓練等により人材育成を促進し、その結果として労働者の就職実現・処遇改善、企業の生産性向上、地域経済の発展につなげるといった、好循環を生み出すことが重要。



ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険受給者

(無料(テキスト代等除く))

訓練期間:概ね3月~2年

実施機関

○国(ポリテクセンター)

主にものづくり分野の高度な訓練を実施(金属加工科、住環境計画科等)

○都道府県(職業能力開発校)

地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

※受講期間中 基本手当+受講手当
(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手
当を支給



離職者向け

在職者向け

学卒者向け

障害者向け

対象:在職労働者(有料)

訓練期間:概ね2日~5日

実施機関:○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

対象:高等学校卒業者等(有料)

訓練期間:1年又は2年

実施機関:○国(ポリテクカレッジ)

○都道府県(職業能力開発校)

対象:ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間:概ね3月~1年

実施機関:○国(障害者職業能力開発校)

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構営

・都道府県営(国からの委託)

○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)

○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

求職者支援訓練

対象:ハローワークの求職者 主に雇用保険を受給できない方

(無料(テキスト代等除く))

訓練期間:2~6か月(※1)

実施機関

○民間教育訓練機関等(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース>基礎的能力を習得する訓練

<実践コース>基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練

実践コースの主な訓練コース

介護系(介護福祉サービス科等)

情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)

医療事務系(医療・調剤事務科等)等

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通所手当+寄宿手当を支給(本人収入が月8万円以下(※2)、世帯収入が月40万円以下(※3)等、一定の要件を満たす場合)

※1令和5年3月末までの期限措置として、シフト制で働くなどを対象とする場合、より短時間(2週間~)で設定可

※2令和5年3月末までの期限措置として、シフト制などで働く方は月12万円以下
※3令和5年3月末までの期限措置



令和3年度 公共職業訓練 実績	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県			
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率		
離職者訓練	107,998	-	25,265	-	82,733	-		
うち施設内	31,594	85.9%	25,217	87.4%	6,377	81.8%		
うち委託	76,404	73.0%	48	47.9%	76,356	73.1%		
在職者訓練	92,513	-	54,220	-	38,293	-		
学卒者訓練	15,877	96.6%	5,554	99.2%	10,323	95.6%		
合計	216,388	-	85,039	-	131,349	-		
令和3年度 公共職業訓練 実績 障害者訓練 (離職者訓練の うち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
	1,333	65.9%	360	77.3%	773	61.6%	200	68.5%

令和3年度求職者支援訓練 実績 受講者数合計:26,260人
(基礎コース)5,217人 就職率:52.8% (実践コース)23,043人 就職率:60.2%

令和4年度第1回秋田県地域職業能力開発促進練協議会
(R4.11.29開催)

資料No 3

令和3年度公的職業訓練の実施状況

1. 施設内訓練(離職者訓練)実施状況①

コース別実施状況

【令和3年度開講分】

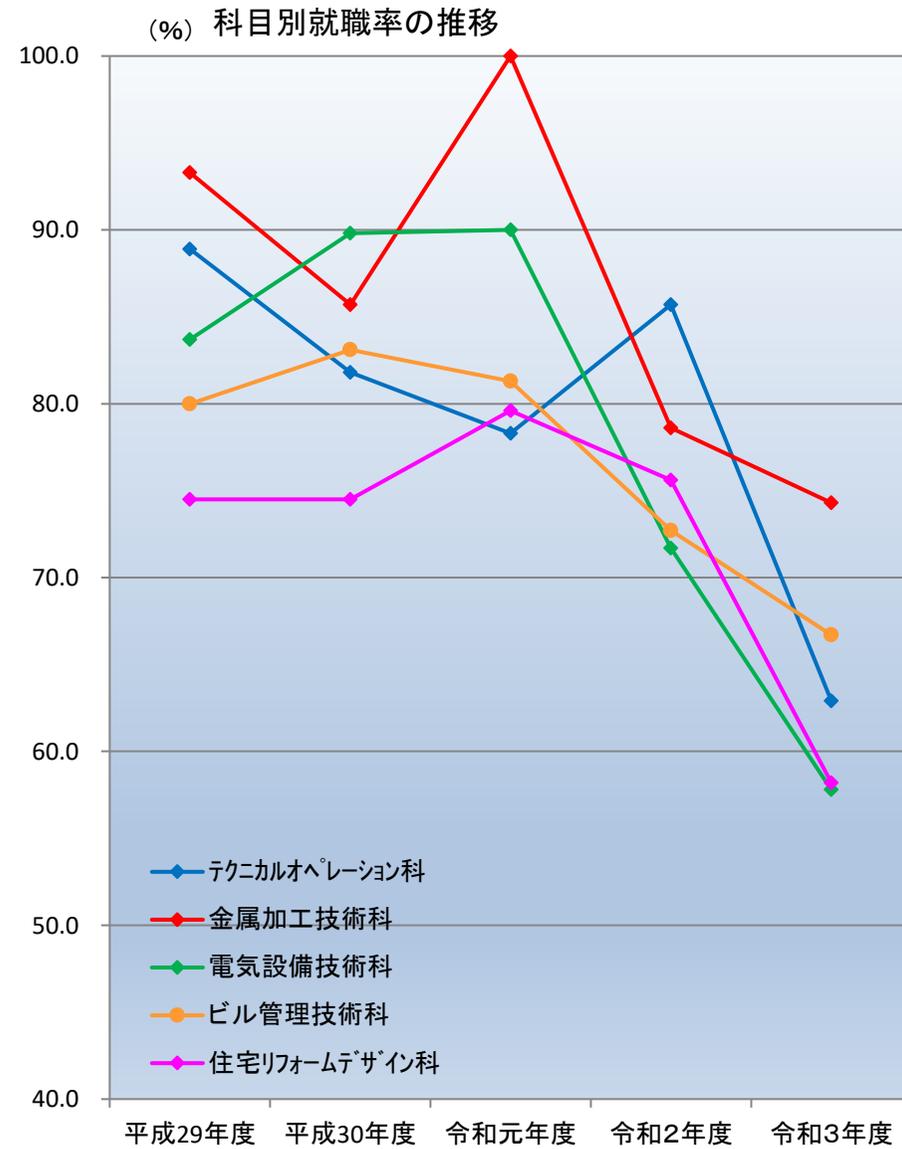
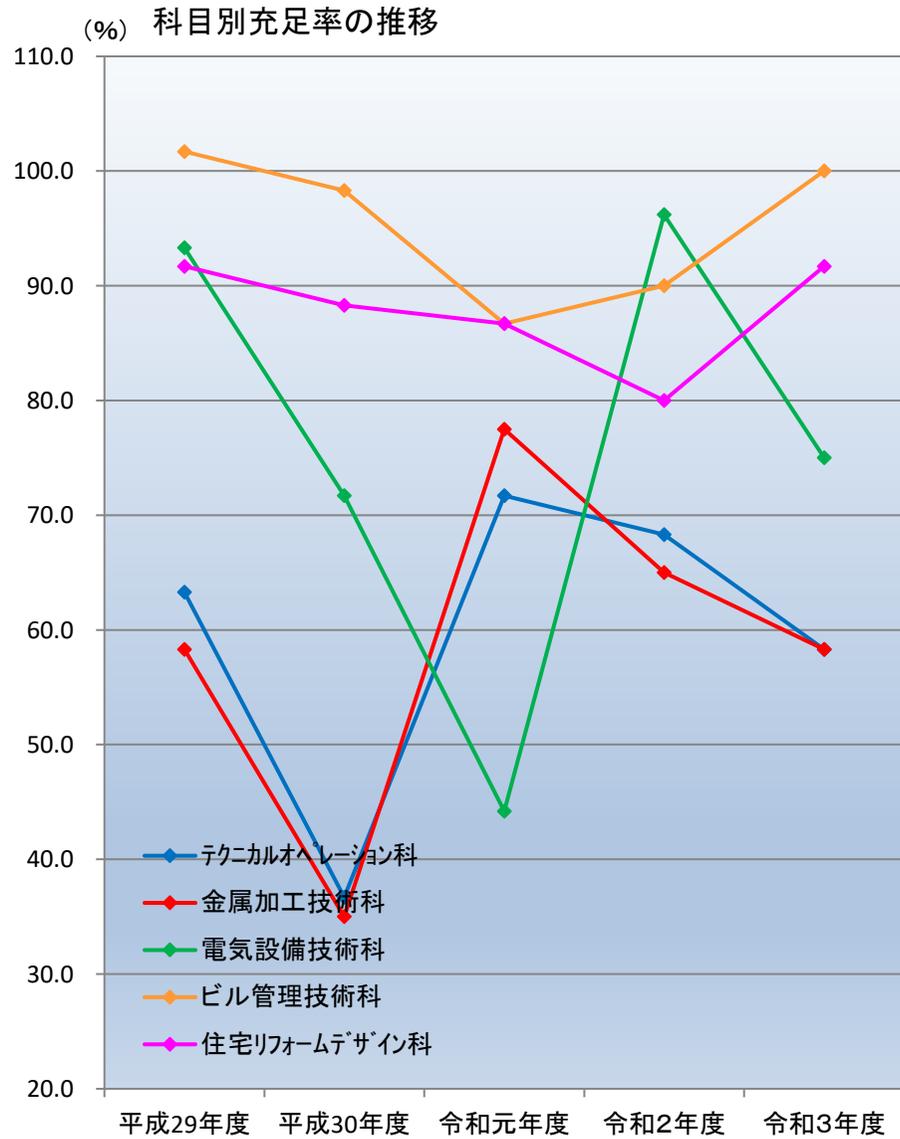
	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計	30	430	298	69.3
鷹 巣 技 術 専 門 校 分	4	60	20	33.3
建 築 技 術 科	2	20	0	0.0
建 設 機 械 運 転 科	2	40	20	50.0
大 曲 技 術 専 門 校 分	2	20	4	20.0
金 属 加 工 基 礎 科	1	10	1	10.0
電 気 工 事 基 礎 科	1	10	3	30.0
ポ リ テ ク セ ン タ ー 秋 田 分	24	350	274	78.3
テ ク ニ カ ル オ ペ レ ー シ ョ ン 科	4	60	35	58.3
金 属 加 工 技 術 科	4	60	35	58.3
電 気 設 備 技 術 科	4	60	45	75.0
ビ ル 管 理 技 術 科	4	60	60	100.0
住 宅 リ フ ォ ー ム デ ザ イン 科	4	60	55	91.7
電 気 設 備 技 術 科	2	30	22	73.3
建 築 CAD 施 工 科	2	20	22	110.0

【令和3年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
36	322	209	64.9
4	20	14	70.0
2	0	0	-
2	20	14	70.0
2	4	2	50.0
1	1	1	100.0
1	3	1	33.3
24	274	177	64.6
4	35	22	62.9
4	35	26	74.3
4	45	26	57.8
4	60	40	66.7
4	55	32	58.2
2	22	13	59.1
2	22	18	81.8

はデュアルコース(企業実習等が付属されているコース)

施設内訓練実施状況②



施設内訓練(離職者訓練)実施状況③

月別充足状況

【令和2年度分】

		4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	1月開講	2月開講	3月開講	年度計
施設内訓練 (※)定員数(362)	開講定員	68	25	15	28	40	15	58	25	15	28	40	15	372
	受講者数	50	25	13	26	22	11	49	23	12	24	19	5	279
	充足率	73.5	100.0	86.7	92.9	55.0	73.3	84.5	92.0	80.0	85.7	47.5	33.3	75.0
ポリテクセンター (※)定員数(322)	開講定員	48	25	15	28	40	15	38	25	15	28	40	15	332
	受講者数	36	25	13	26	22	11	38	23	12	24	19	5	254
	充足率	75.0	100.0	86.7	92.9	55.0	73.3	100.0	92.0	80.0	85.7	47.5	33.3	76.5
県技術専門学校 (※)定員数(40)	開講定員	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	40
	受講者数	14	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	25
	充足率	70.0	-	-	-	-	-	55.0	-	-	-	-	-	62.5

【令和3年度分】

		4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	1月開講	2月開講	3月開講	年度計
施設内訓練 (※)定員数(430)	開講定員	60	50	15	30	65	15	60	30	15	30	45	15	430
	受講者数	52	29	10	29	41	9	46	19	10	20	27	6	298
	充足率	86.7	58.0	66.7	96.7	63.1	60.0	76.7	63.3	66.7	66.7	60.0	40.0	69.3
ポリテクセンター (※)定員数(350)	開講定員	40	30	15	30	45	15	40	30	15	30	45	15	350
	受講者数	40	28	10	29	38	9	38	19	10	20	27	6	274
	充足率	100.0	93.3	66.7	96.7	84.4	53.3	95.0	63.3	66.7	66.7	60.0	40.0	78.3
県技術専門学校 (※)定員数(80)	開講定員	20	20	0	0	20	0	20	0	0	0	0	0	80
	受講者数	12	1	0	0	3	0	8	0	0	0	0	0	24
	充足率	60.0	5.0	-	-	15.0	-	40.0	-	-	-	-	-	30.0

2. 委託訓練実施状況①

コース別実施状況

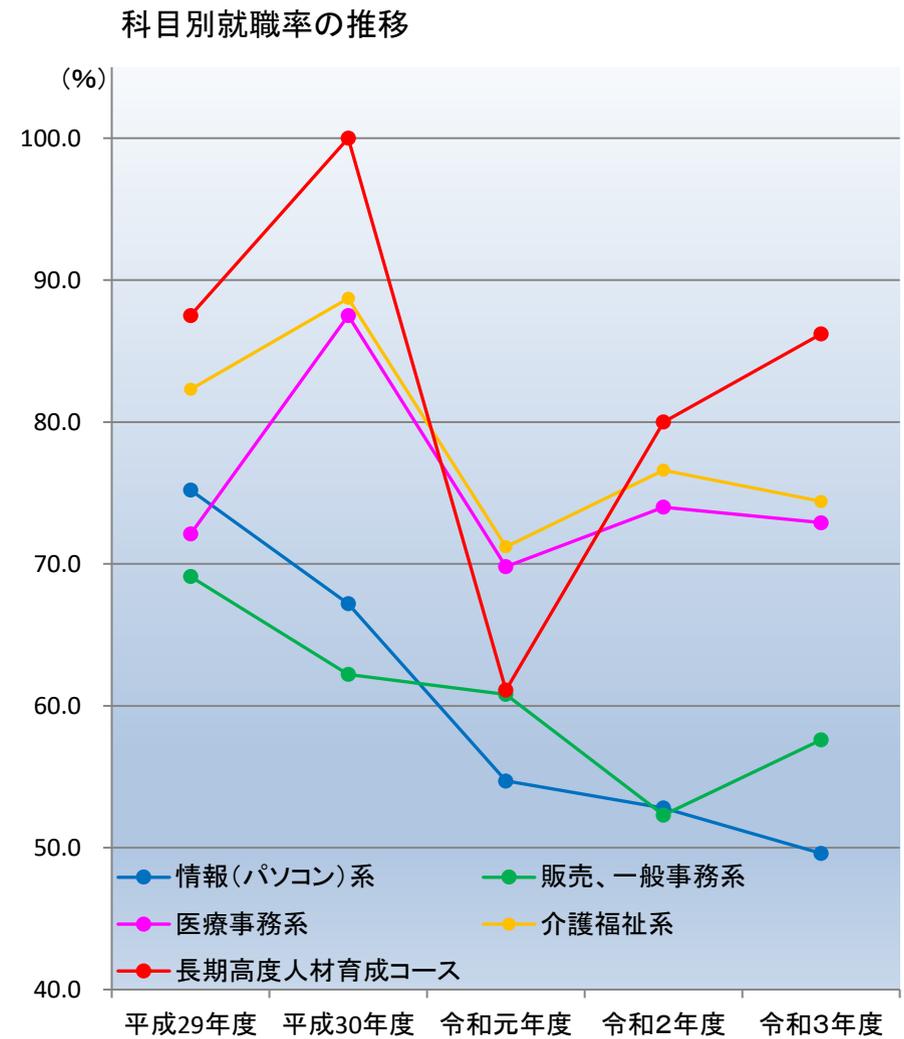
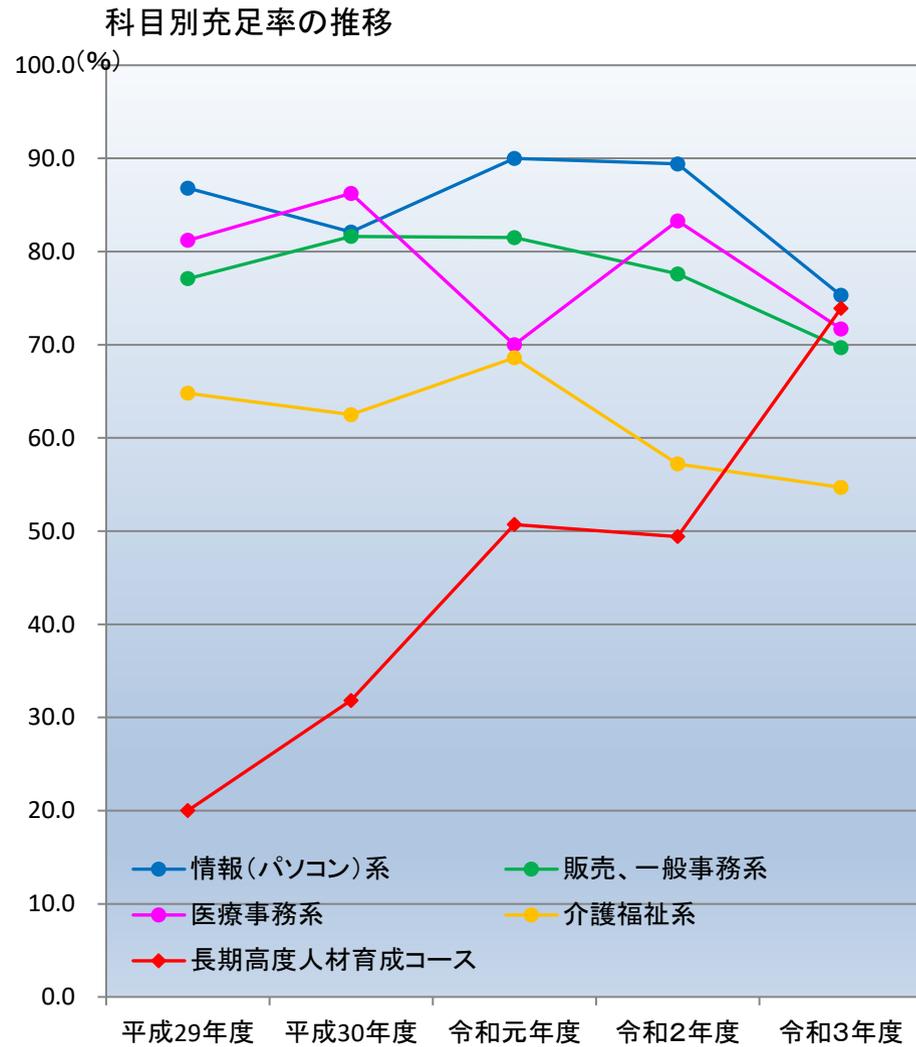
【令和3年度開講分】

		コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計		64	926	643	69.4
地域別	鷹 巣 技 術 専 門 校 分	19	270	151	55.9
	秋 田 技 術 専 門 校 分	26	371	302	81.4
	大 曲 技 術 専 門 校 分	19	285	190	66.7
科 目 別	情 報 (パ ソ コ ン) 系	25	385	290	75.3
	販 売 、 一 般 事 務 系	12	185	129	69.7
	医 療 事 務 系	7	120	86	71.7
	介 護 福 祉 系	12	190	104	54.7
	長 期 高 度 人 材 育 成 コ ー ス	8	46	34	73.9

【令和3年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
62	627	379	60.4
19	157	83	52.9
24	272	177	65.1
19	198	119	60.1
24	278	138	49.6
11	125	72	57.6
6	70	51	72.9
14	125	93	74.4
7	29	25	86.2

委託訓練実施状況②



委託訓練実施状況③

月別充足状況

【令和2年度分】

		4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	1月開講	2月開講	3月開講	年度計
委託訓練 (※)計画数(977)	開講定員	77	15	155	70	90	100	90	90	85	30	30	80	912
	受講者数	38	10	123	58	80	88	57	80	52	26	16	62	690
	充足率	49.4	66.7	79.4	82.9	88.9	88.0	63.3	88.9	61.2	86.7	53.3	77.5	75.7
鷹巣技術 専門校分	開講定員	0	0	75	35	25	30	25	20	15	15	0	15	255
	受講者数	0	0	49	23	19	22	13	18	0	11	0	9	164
	充足率	-	-	65.3	65.7	76.0	73.3	52.0	90.0	0.0	73.3	-	60.0	64.3
秋田技術 専門校分	開講定員	77	0	35	20	35	40	35	55	40	0	15	50	402
	受講者数	38	0	33	20	31	36	20	54	37	0	7	43	319
	充足率	49.4	-	94.3	100.0	88.6	90.0	57.1	98.2	92.5	-	46.7	86.0	79.4
大曲技術 専門校分	開講定員	0	15	45	15	30	30	30	15	30	15	15	15	255
	受講者数	0	10	41	15	30	30	24	8	15	15	9	10	207
	充足率	-	66.7	91.1	100.0	100.0	100.0	80.0	53.3	50.0	100.0	60.0	66.7	81.2

【令和3年度分】

		4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	1月開講	2月開講	3月開講	年度計
委託訓練 (※)計画数(977)	開講定員	61	65	110	100	65	80	105	105	35	85	50	65	926
	受講者数	48	54	68	61	50	64	76	61	26	53	39	43	643
	充足率	78.7	83.1	61.8	61.0	76.9	80.0	72.4	58.1	74.3	62.4	78.0	66.2	69.4
鷹巣技術 専門校分	開講定員	0	45	15	20	40	30	30	30	15	30	0	15	270
	受講者数	0	34	0	14	31	21	12	18	7	8	0	6	151
	充足率	-	75.6	0.0	70.0	77.5	70.0	40.0	60.0	46.7	26.7	-	40.0	55.9
秋田技術 専門校分	開講定員	46	20	35	35	10	35	45	15	20	40	35	35	371
	受講者数	34	20	27	20	10	28	41	8	19	36	29	30	302
	充足率	73.9	100.0	77.1	57.1	100.0	80.0	91.1	53.3	95.0	90.0	82.9	85.7	81.4
大曲技術 専門校分	開講定員	15	0	60	45	15	15	30	60	0	15	15	15	285
	受講者数	14	0	41	27	9	15	23	35	0	9	10	7	190
	充足率	93.3	-	68.3	60.0	60.0	100.0	76.7	58.3	-	60.0	66.7	46.7	66.7

3. 求職者支援訓練実施状況①

コース別実施状況

【令和3年度開講分】

	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全 体 計	27	407	222	54.5
基 礎 コ ー ス	2	30	0	0.0
実 践 コ ー ス	25	377	222	58.9
IT系(情報処理)	2	30	24	80.0
営業・販売、事務系	12	187	109	58.3
医療事務・歯科助手系	0	0	0	—
介護福祉系	9	135	69	51.1
デザイン系	1	15	15	100.0
輸送サービス系	1	10	5	50.0

【令和3年度修了分】

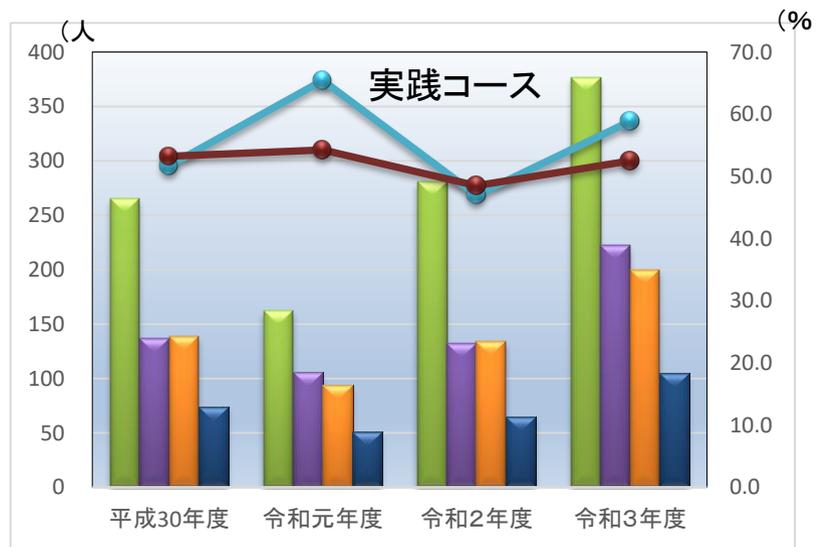
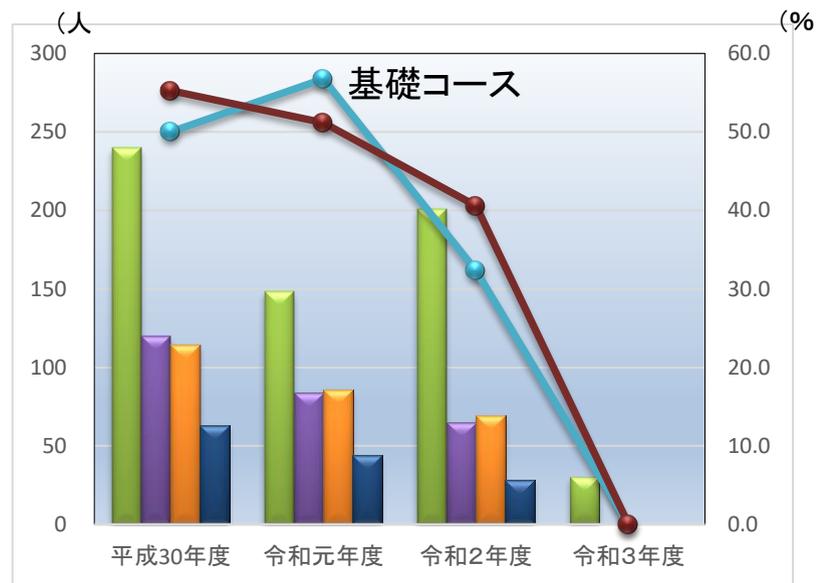
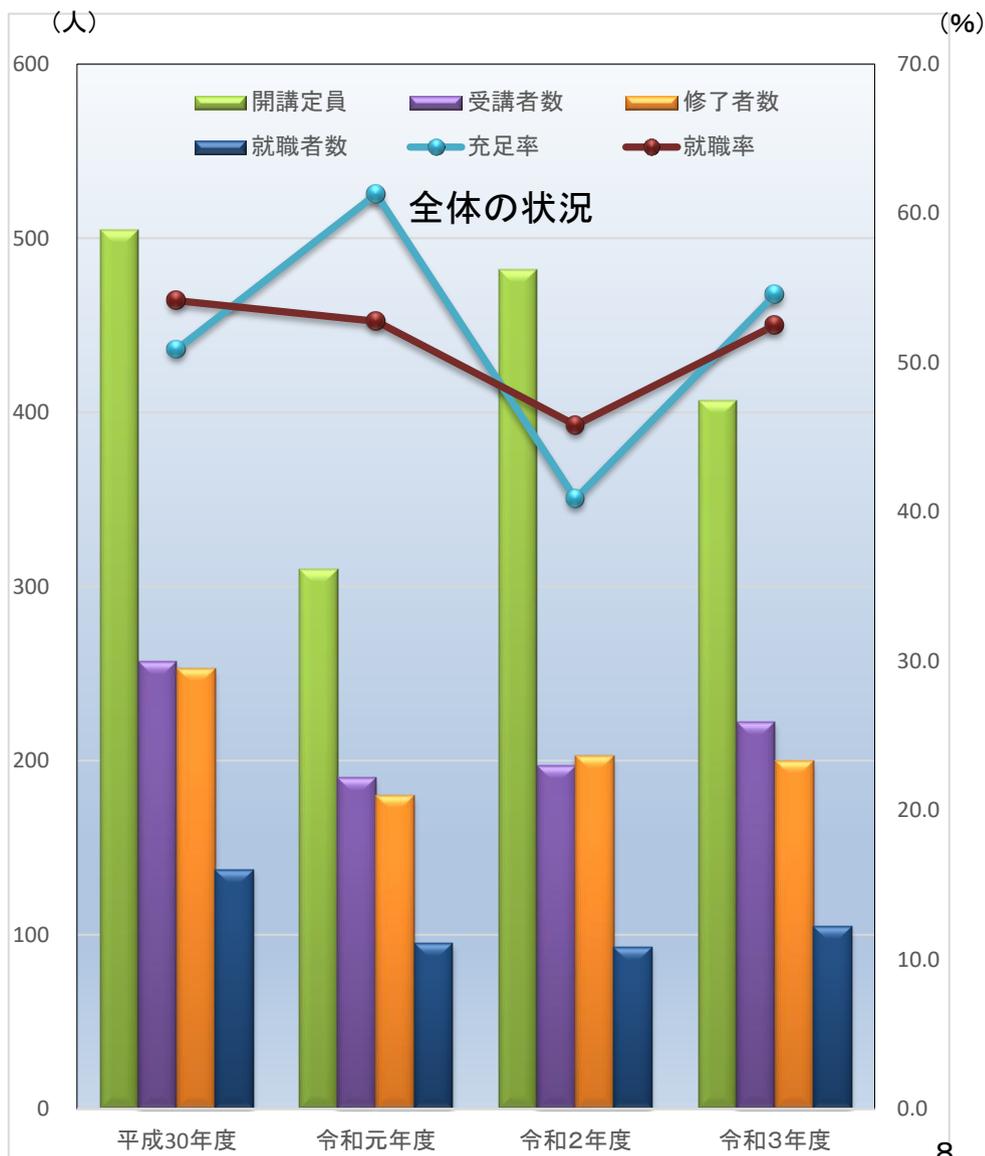
コース数	修了者数	就職者数	就職率
26	200	105	52.5
6	22	9	40.9
20	178	96	53.9
3	34	12	35.3
9	77	41	53.2
0	0	0	—
6	47	34	72.3
1	15	8	—
1	5	1	—

【基礎コース】…社会人としての基礎的能力及び短時間で取得できる技能等を習得できる技能等を習得する訓練(主にパソコン操作)

【実践コース】…就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を取得する訓練

求職者支援訓練実施状況②

受講者数、就職者数等の推移



求職者支援訓練実施状況③

月別充足状況

【令和2年度分】

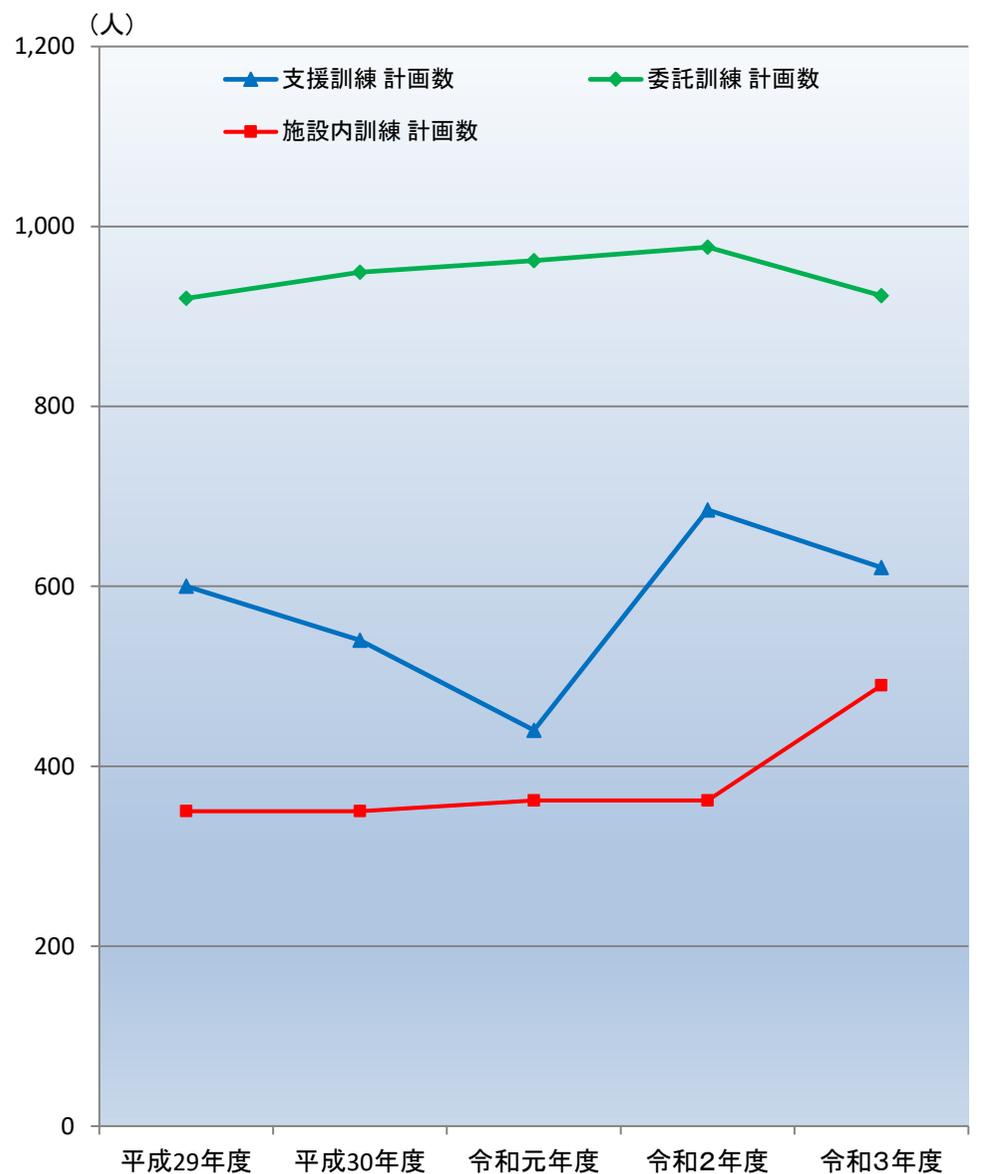
		4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	1月開講	2月開講	3月開講	年度計
求職者支援訓練 (※)計画数(685)	開講定員	61	39	27	51	0	34	45	0	90	15	30	90	482
	受講者数	14	5	17	27	0	19	28	0	39	10	12	26	197
	充足率	23.0	12.8	63.0	52.9	-	55.9	62.2	-	43.3	66.7	40.0	28.9	40.9
基礎コース (※)計画数(332)	開講定員	37	15	12	22	0	10	0	0	30	15	30	30	201
	受講者数	6	0	2	18	0	7	0	0	0	10	12	10	65
	充足率	16.2	0.0	16.7	81.8	-	70.0	-	-	0.0	66.7	40.0	33.3	32.3
実践コース (※)計画数(353)	開講定員	24	24	15	29	0	24	45	0	60	0	0	60	281
	受講者数	8	5	15	9	0	12	28	0	39	0	0	16	132
	充足率	33.3	20.8	100.0	31.0	-	50.0	62.2	-	65.0	-	-	26.7	47.0

【令和3年度分】

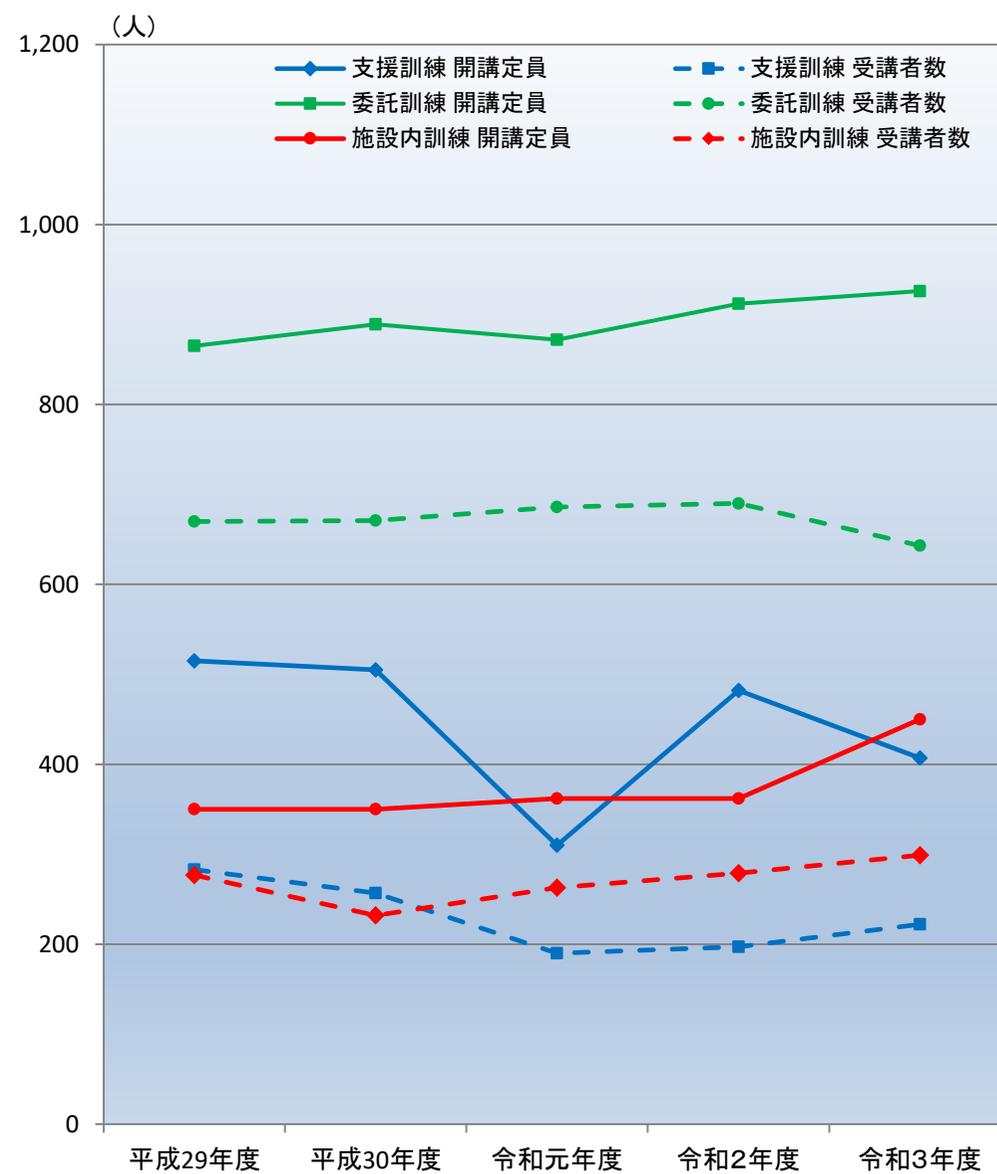
		4月開講	5月開講	6月開講	7月開講	8月開講	9月開講	10月開講	11月開講	12月開講	1月開講	2月開講	3月開講	年度計
求職者支援訓練 (※)計画数(621)	開講定員	15	0	75	0	30	35	15	32	55	45	30	75	407
	受講者数	0	0	49	0	24	16	11	14	25	25	16	42	222
	充足率	0.0	-	65.3	-	80.0	51.4	73.3	43.8	45.5	55.6	53.3	56.0	54.5
基礎コース (※)計画数(300)	開講定員	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	受講者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	充足率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
実践コース (※)計画数(321)	開講定員	0	0	60	0	30	35	15	32	55	45	30	75	377
	受講者数	0	0	49	0	24	16	11	14	25	25	16	42	222
	充足率	-	-	81.7	-	80.0	51.4	73.3	43.8	45.5	55.6	53.3	56.0	58.9

4. 公的職業訓練の計画数と受講者数等の推移

① 計画数の推移

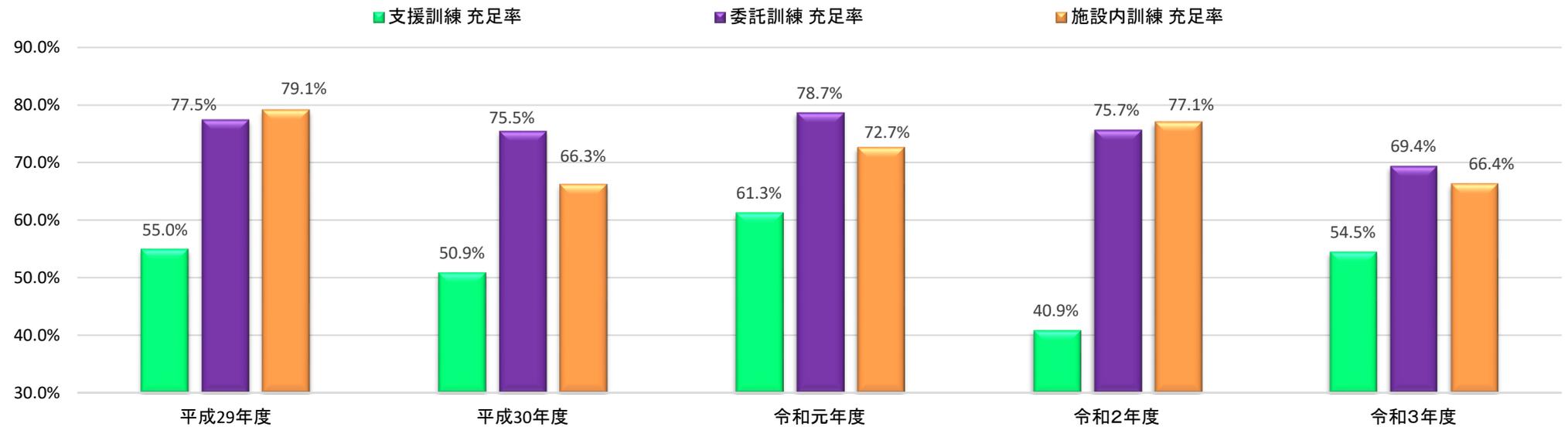


② 開講定員と受講者数の推移



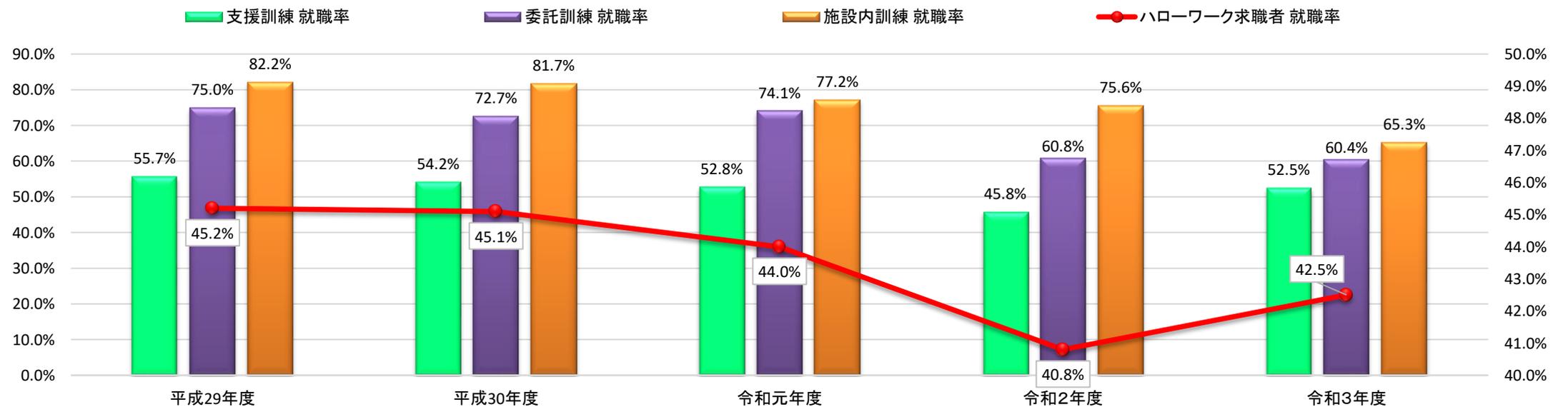
5. 公的職業訓練の充足率・就職率の推移

訓練別充足率の推移



(注1) 令和3年度の充足率は4月～1月開講分

訓練修了者等の就職率の推移

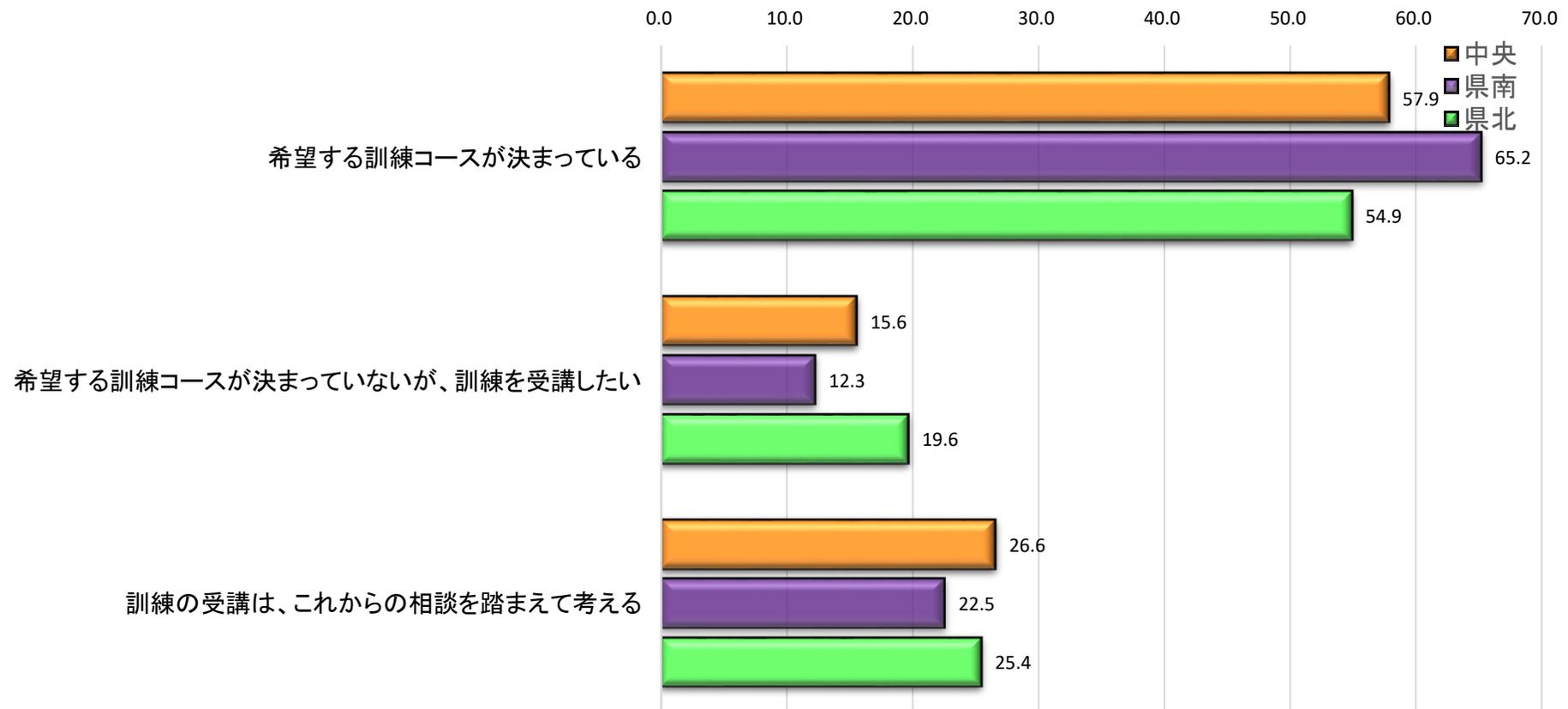


(注2) 令和3年度就職率は4月～11月修了分

(注3) 令和3年度の秋田県就職率は令和3年4月～令和4年1月累計

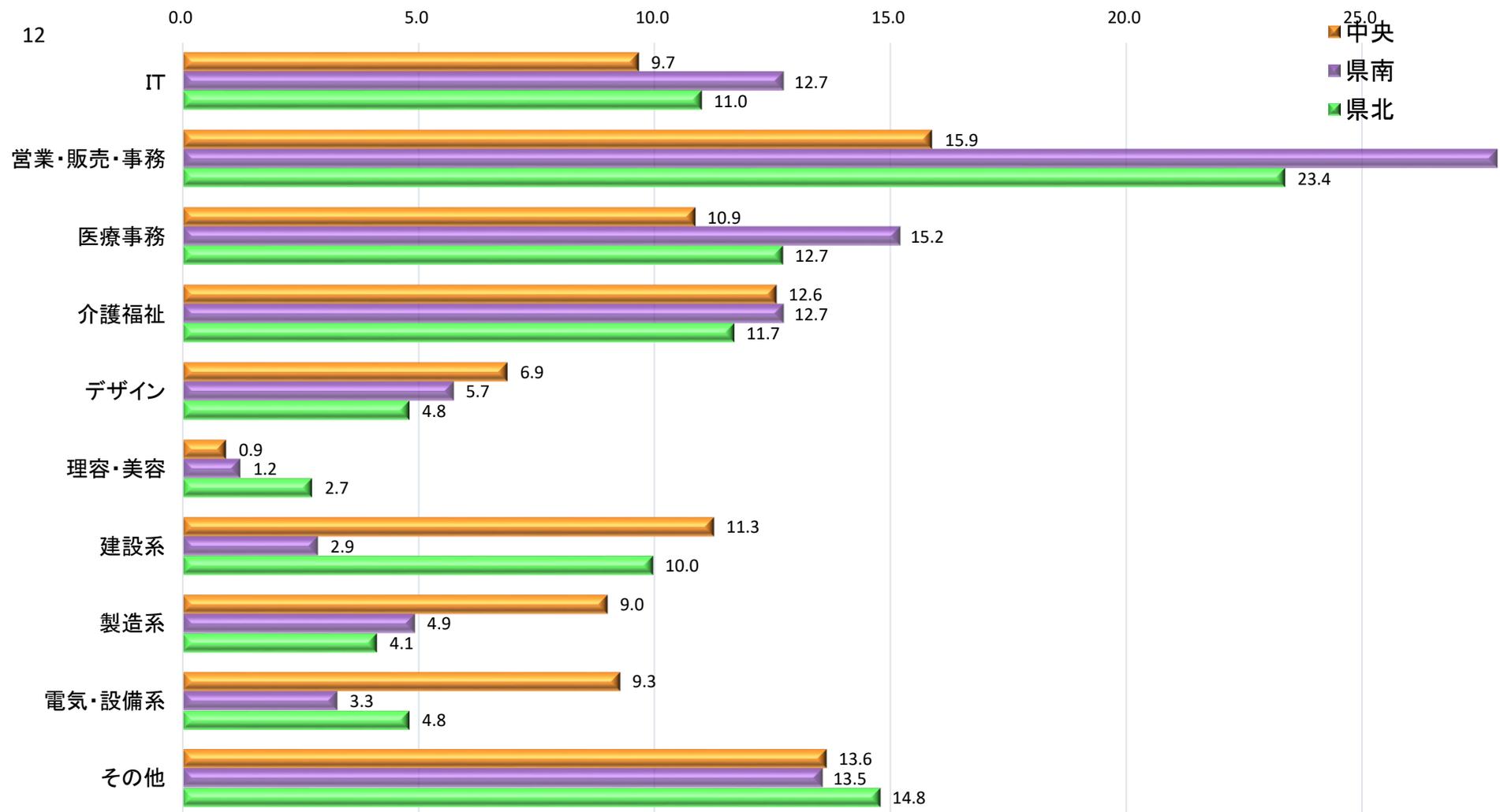
ハローワークの訓練ニーズ調査

1. 初回相談時における希望する訓練の決定状況(単数回答) 県北(n=224) 県南(n=204) 中央(n=553) 単位(%)



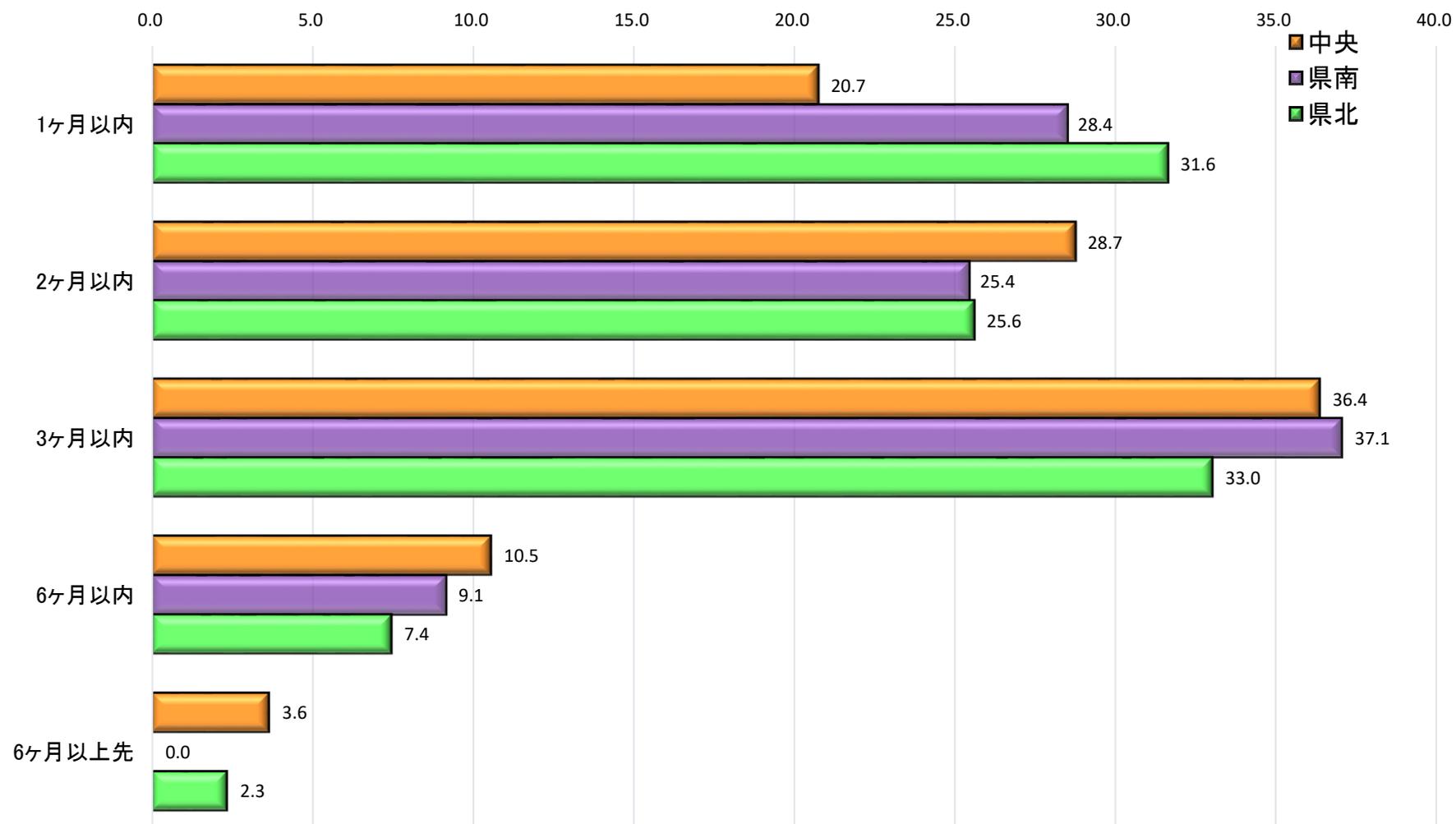
2. 希望する訓練コース(複数回答) 県北(n=291) 県南(n=244) 中央(n=755)

単位(%)



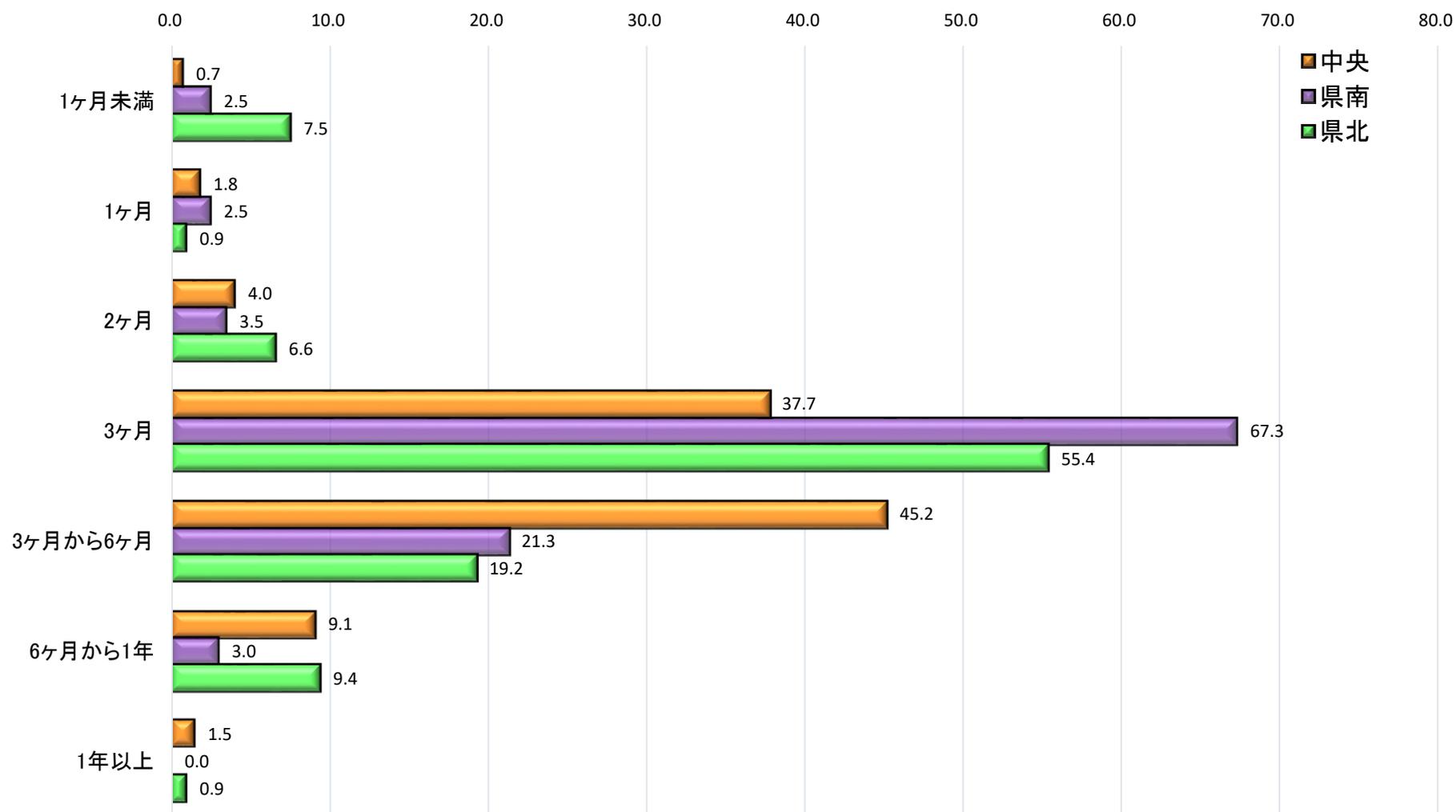
3. 希望する訓練コースの開始時期(単数回答) 県北(n=215) 県南(n=197) 中央(n=550)

単位(%)



4. 希望する訓練コースの期間(単数回答) 県北(n=213) 県南(n=202) 中央(n=551)

単位(%)



【参考】各ハローワーク別の訓練希望者のニーズ調査結果(調査期間: R4.4月～R4.10月)

秋田労働局訓練室

		秋田	男鹿	能代	大館	鷹巣	大曲	角館	本荘	横手	湯沢	鹿角	労働局計
訓練コースの希望	希望する訓練コースが決まっている	290	3	55	41	8	69	34	27	23	7	19	576
	希望する訓練コースが決まっていないが、訓練を受講したい	72	7	9	17	17	17	1	7	6	1	1	155
	訓練の受講は、これからの相談を踏まえて考える	115	11	3	8	40	16	1	21	23	6	6	250
希望する訓練の分野	IT	66	4	16	8	8	13	1	3	13	4	0	136
	営業・販売・事務	90	8	19	36	12	51	1	22	6	10	1	256
	医療事務	63	5	14	5	17	21	5	14	7	4	1	156
	介護福祉	78	7	8	10	16	16	6	10	9	0	0	160
	デザイン	46	3	7	3	3	10	1	3	0	3	1	80
	理容・美容	5	1	3	0	5	2	0	1	0	1	0	18
	建設系	79	5	5	6	15	4	0	1	1	2	3	121
	製造系	60	4	2	1	8	7	1	4	2	2	1	92
	電気・設備系	63	3	6	0	8	3	1	4	3	1	0	92
	その他	89	1	14	3	7	2	18	13	13	0	19	179
希望する訓練コースの開始時期	1ヶ月以内	105	2	18	24	19	27	15	7	11	3	7	238
	2ヶ月以内	152	3	12	17	11	17	12	3	19	2	15	263
	3ヶ月以内	162	9	31	14	26	48	8	29	12	5	0	344
	6ヶ月以内	44	7	4	6	5	6	0	7	8	4	1	92
	6ヶ月以上先	15	0	1	0	4	0	0	5	0	0	0	25
希望する訓練コースの期間	1ヶ月未満	3	0	2	3	11	4	0	1	0	1	0	25
	1ヶ月	9	0	0	0	2	2	0	1	1	2	0	17
	2ヶ月	20	1	4	4	6	1	0	1	6	0	0	43
	3ヶ月	175	4	37	37	22	69	24	29	35	8	22	462
	3ヶ月から6ヶ月	228	13	13	9	16	21	11	8	8	3	3	333
	6ヶ月から1年	42	4	7	7	5	5	0	4	1	0	1	76
	1年以上	6	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	10

【参考】デジタル訓練(IT分野)実施状況

【令和2年度開講分】

	訓練期間	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全体計		1	10	6	60.0
ITエンジニア養成科 [委託訓練]	24ヶ月	1	10	6	60.0
Web制作技術者養成科 [求職者支援訓練(実践コース)]	5ヶ月	4	60	53	88.3

【令和2年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
4	45	20	44.4
1	2	2	100.0
3	43	18	41.9

【令和3年度開講分】

	訓練期間	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全体計		3	37	31	83.8
ITエンジニア養成科 [委託訓練]	24ヶ月	1	7	7	100.0
Web制作技術者養成科 [求職者支援訓練(実践コース)]	5ヶ月	2	30	24	80.0

【令和3年度修了分】

コース数	修了者数	就職者数	就職率
4	40	17	42.5
1	6	5	83.3
3	34	12	35.3

【令和4年度開講分(10月まで)】

	訓練期間	コース数	開講定員	受講者数	充足率
全体計		2	23	21	91.3
ITエンジニア養成科 [委託訓練]	24ヶ月	1	8	6	75.0
Web制作技術者養成科 [求職者支援訓練(実践コース)]	5ヶ月	1	15	15	100.0

令和5年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）

令和4年度と同程度の規模で人材を育成

実施状況 の分析

①就職率が高く、応募倍率が低い分野
（R3実績に該当する訓練区分）「介護・医療・福祉」

- ・応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討が必要
- ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化

②応募倍率が高く、就職率が低い分野
（R3実績に該当する訓練区分）
「IT分野」「デザイン分野」

- ・求人者ニーズに即した訓練内容になっているか。就職支援策が十分か、検討が必要
- ・「公共職業訓練の効果検証」の結果も踏まえた、ハローワークと連携した就職支援の強化が必要

計画と実績 の乖離

③求職者支援訓練のうち基礎コースはR3年度計画では認定規模の50%程度としていたが、実績は2割

- ・就労経験が少ない者等の就職困難者には、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースが有効。このため、基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画の策定が必要。

④委託訓練の計画数と実績の乖離

- ・訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を進めるとともに、実態を踏まえた計画数の検討が必要

人材ニーズを踏 まえた設定

⑤デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題（デジタル田園都市国家構想基本方針）

- ・職業訓練のデジタル分野への重点化が必要

現 状

- 少子高齢化等を背景に、介護や建設分野を中心とする産業において、深刻な人手不足が生じている。
- 秋田県において、デジタル技術を活用した新たな付加価値の創出等に取り組む県内企業への支援を行う中、県内ICT企業や、デジタル技術を活用する企業における、DX化を担う人材の育成の確保が必要とされている。(国では「デジタル田園都市国家構想実現会議」において、公的職業訓練についても令和6年度において年間65,000人のデジタル人材を育成することとしている。本県でも「秋田県第11次職業能力開発計画において、IoTやAI等の先進技術に対応できる人材の育成を目指すこととしている。)

課 題

- 介護や建設分野を中心とする人手不足分野に関する訓練コース等に低調な定員充足率となっているものが散在。
- デジタル分野の職業訓練を実施可能な機関が少なく、企業の求めるレベルや技能の内容に応じた多様な訓練機会の確保が困難。

今 後 の 方 向 性

- 低調な充足率となっている訓練について、訓練期間や内容について求職者のニーズを踏まえた内容に見直すことが必要。
- 企業が人材に求めるデジタル技術に関するニーズに合致した訓練機会を提供可能な実施機関の新規開拓。
- 求職者に対する人手不足分野やデジタル分野へのキャリアチェンジ等を見据えた職業訓練コースの受講勧奨。

令和4年度秋田県職業訓練実施計画（第1－1分冊）

令和4年3月23日
秋田県
秋田労働局

1 総説

（1）計画のねらい

この計画は、平成29年2月22日に秋田県と秋田労働局が締結した「秋田県雇用対策協定」の趣旨を踏まえ、「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」に基づき、同法第16条第1項及び第2項に定める公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）」第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対して実施する同法第4条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）等について、秋田県及び秋田労働局が一体となって求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、以って安定的な就労を実現するための重要な事項を定めたものである。

（2）計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（3）計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ改定する。

2 労働市場の動向と課題等

（1）労働市場の動向と課題

令和3年度の秋田県の雇用失業情勢は、有効求人倍率が1.5倍台と求人が求職を上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響から改善の動きが弱まっている。地域間の差は縮小しつつあるが、職種間のアンバランスは大きく、依然として資格要件や経験、労働条件等によるミスマッチが生じている状況にある。

（2）令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年度における新規求職者は、令和4年1月末現在で36,913人であり、このうち特定求職者に該当する可能性のある者は17,851人となっている。

令和3年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。（令和4年1月末現在）

○公共職業訓練（施設内／離職者訓練） 278人
秋田県 24人
秋田職業能力開発促進センター 254人

○公共職業訓練（委託訓練／離職者訓練、秋田県）561人
離職者等再就職訓練 546人
デュアルシステム訓練 15人

- 公共職業訓練（在職者訓練）713人
秋田県 406人、秋田職業能力開発短期大学校 60人、
秋田職業能力開発促進センター 247人
- 公共職業訓練（学卒者訓練）328人
秋田県 223人、秋田職業能力開発短期大学校 105人
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（委託訓練／秋田県）18人
知識技能習得訓練 12人
実践能力習得訓練 6人
- 求職者支援訓練 164人
基礎コース 0人、実践コース 164人

令和3年度の職業訓練の就職率は次のとおり。（令和4年1月末現在）

- 公共職業訓練（離職者訓練）
施設内訓練 91.7%（秋田県）、84.5%（機構）
委託訓練 70.4%
- 求職者支援訓練
基礎コース 40.9% 実践コース 54.3%

※ 求職者支援訓練については、令和3年4月から令和3年11月までの訓練修了者中、修了後3か月以内に雇用保険の被保険者となる労働条件で就職した者の割合である。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（1）実施方針

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置くとともに、DXの加速化など、多様化する働き方等の時代ニーズに応じたりカレント教育の推進並びにキャリアアップやキャリアチェンジに対応した訓練の拡充を図る。また、在職者を対象とする職業訓練については、地域の産業ニーズに応じた技能労働者の育成に重点を置き実施する。

また、引き続き、産業界・教育訓練機関等も含めた地域の関係者による協議の場を設け、連携・協力関係を強化し、計画的かつ効果的な職業訓練の実施に努める。

（2）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

①施設内訓練

令和4年度においては、12科目、440人の定員で実施する。
これらの訓練受講者の就職率は80%を目指す。

・秋田県は、以下の訓練を実施する。

校名	定員	科目名
県立鷹巣技術専門校	40人	建設機械運転科
	10人	木造建築科
県立大曲技術専門校	10人	第二種電気工事士等資格取得応援科
	10人	NCオペレータ養成科
計	70人	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、以下の訓練を実施する。

校名	コース名	定員	科目名
秋田職業能力開発促進センター	標準コース	320人	CAD・NC技術科、金属加工技術科、電気設備技術科、ビル管理技術科、住宅リフォームデザイン科、建築CAD施工科（ビジネススキル講習付き）
	短期デュアルコース	30人	電気設備エンジニア科（企業実習付き）
	ビジネススキル講習	20人	橋渡し訓練（コミュニケーション能力や職業意識向上等）
計		370人	

②委託訓練

令和4年度においては、69科目、969人の定員で実施する。

これらの訓練受講者の就職率は75%を目指す。

- ・秋田県は、以下の訓練を実施する。

訓練種別	コース数	定員数	科目名
離職者等再就職訓練	66	924人	医療事務科（3か月） 介護職員初任者研修科（2、3か月） パソコン初級科（3か月） パソコン中級科（3か月） パソコン・CAD基礎科（4か月） パソコン・事務習得科（3か月） 会計事務科（4か月） Webデザイン科（6か月） 販売ビジネス科（3か月） 介護実務者研修科（6か月） 介護福祉士養成科（2年）※長期 保育士養成科（2年）※長期 栄養士養成科（2年）※長期 ITエンジニア養成科（2年）※長期 経理スペシャリスト養成科（2年）※長期 美容師養成科（2年）※長期
デュアルシステム訓練	3	45人	医療事務実務科（4か月）
計	69	969人	

注）「※長期」は長期人材育成コースを指す。

（3）公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

- ・在職者を対象に、キャリアアップのための訓練を実施する。

- ・秋田県は、以下の訓練を実施する。

校名	コース数	定員数	科目名
県立鷹巣技術専門校	22	230人	OA事務科、建築科、建築製図科、

			溶接科、建設機械運転科 等
県立秋田技術専門学校	32	330人	自動車整備科、OA事務科、経理事務科、メカトロニクス科、電気工事科、建設機械運転科 等
県立大曲技術専門学校	41	440人	機械加工科、溶接科、電気工事科、建築施工科、塗装科、一般事務科、機械製図科、OA事務科 等
計	95	1000人	

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、以下の訓練を実施する。

校名	コース数	定員数	科目名
秋田職業能力開発短期大学校	50	495人	製造系分野（設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育、安全）
秋田職業能力開発促進センター	38	380人	製造系分野（設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、保全・管理、教育・安全）
計	88	875人	

（４）公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

- ・秋田県は、以下の訓練を実施する。

校名	定員	延定員	科目名
県立鷹巣技術専門学校	40人(2年生) 25人(1年生)	65人	自動車整備科、住宅建築科
県立秋田技術専門学校	80人	160人	自動車整備科、オフィスビジネス科、メカトロニクス科、情報システム科
県立大曲技術専門学校	80人(2年生) 50人(1年生)	130人	機械システム科、電気システム科、建築施工科、色彩デザイン科
計	200人(2年生) 155人(1年生)	355人	10科目

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、以下の訓練を実施する。

校名	定員	延定員	科目名
秋田職業能力開発短期大学校	60人	120人	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科
計	60人	120人	3科目

（５）障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

- ・委託訓練として、秋田県は以下の訓練を実施する。

これらの訓練受講者の就職率は55%を目指す。

訓練種別	定員数	訓練月数
知識技能習得訓練	19人	3か月
実践能力習得訓練	9人	3か月

	2人	2か月
e-ラーニング	1人	3か月
計	31人	

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

- 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念される中で、引き続き非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模578人を上限とする。
- 訓練内容としては、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。また、育児中の女性等で再就職を目指す者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努める。
- 訓練認定規模と分野は、以下のとおりとする。

	年度計	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
基礎コース	116人	30人	30人	30人	26人
実践コース	462人	120人	120人	120人	102人
介護系	150人	30人	45人	30人	45人
医療事務系	15人	0人	0人	15人	0人
デジタル系	60人	15人	30人	15人	0人
IT系	45人	15人	15人	15人	0人
デザイン(WEB系)	15人	0人	15人	0人	0人
その他分野	237人	75人	45人	60人	57人
営業・販売・事務	192人	60人	45人	45人	42人
建設関連	15人	0人	0人	15人	0人
理容・美容	15人	15人	0人	0人	0人
その他(上記以外)	15人	0人	0人	0人	15人
計	578人	150人	150人	150人	128人

- 令和4年度全国職業訓練実施計画(求職者支援訓練分)に対応した秋田県の取扱い(地域の実情に合わせて設定可)～【 】内は全国職業訓練実施計画の数値
 - 認定単位期間
認定申請受付は四半期ごととする。また、四半期ごとの申請において、申請数が計画数に満たない場合は追加受付を行うこととする。さらに、追加受付後も計画数に満たない場合は、次の四半期の計画数に上乗せを行うこととする。ただし、短期・短時間特例訓練については、1か月ごとの受付とする。
 - 求職者支援訓練各訓練コースの計画割合【基礎コース：20%程度、実践コース：80%程度】
各訓練コースの計画数は、近年の募集・充足・中止状況を鑑み、基礎コースの計

画数を 116 人（20.1%）、実践コースの計画数を 462 人（79.9%）とする。

- ③ 求職者支援訓練各訓練コースの定員数
1 コースの定員数は、基礎コース・実践コースともに 30 人を上限とする。
 - ④ 民間教育機関委託事業者新規参入枠 【各訓練コース：上限値 30%】
新規参入枠は、基礎コース・実践コースともに 30%以下とする。
 - ⑤ 求職者支援訓練各訓練コースの地域区分
基礎コース・実践コースともに、訓練実施機関所在地の秋田市への偏り、委託訓練の開催地域・時期とのバランスを考慮し、地域指定を行わず全県単位とする。
 - ⑥ 求職者支援訓練（実践コース）内の定員の振替
実践コースの各分野において、認定上限値を超える申請分野があり、一方で認定上限値を超えない申請分野が存在する場合は、申請分野の余剰定員を認定上限値を超える申請分野に振り替えることができるものとする。
 - ⑦ 就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例実施分の設定
就職氷河期対策実施分及び短期・短時間特例実施分として年間で 102 人を計画。
- ・ これらにより、雇用保険が適用される就職率は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

公共職業訓練の実施に当たっては、訓練規模、分野及び時期を求人・求職者のニーズに対応して適切に設定する必要があるほか、訓練修了者の就職を促進するためには、秋田県、秋田労働局や訓練実施機関に加え業界団体等の幅広い理解・協力が求められる。

また、公共職業訓練の在職者訓練においては、国の「働き方改革実行計画」に基づく企業内における労働生産性向上を図るための従業員のスキルアップや、産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能取得支援など各種助成金等の活用と合わせ職業訓練実施機関の利用について広く周知する必要がある。

このため、令和 4 年度においても地域訓練協議会を開催し、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。また、地域訓練協議会には引き続きワーキング・チームを設置し、機動的に地域ニーズに即した職業訓練の実施を検討する。

(2) 受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施と就職支援

- ・ 新規求職者の減少傾向が続く中、意欲ある訓練受講希望者を確保し受講をあっ旋するためには、広く公的職業訓練について周知広報する必要があることから、ポスター・リーフレットの作成・配布に加え、インターネット、SNS も活用し、潜在的受講希望者の掘り起こしを図る。
- ・ 公的職業訓練受講希望者には、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティングを通じ、再就職を見据えた適切な訓練コースの選択を支援する。特に、就職氷河期世代への支援や、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化に伴う離職者の支援を強化する。

- ・ 訓練受講中は訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。
- ・ 訓練受講中及び訓練修了後においても、求人情報の提供、求人開拓、オンラインによる職業相談など積極的な就職支援を行い、就職率の向上を図る。

(情報提供)

デジタル人材育成における 経済産業省の取組

- ポータルサイト「マナビDX」について
- 情報処理技術者試験について
- DX認定等について

3月29日
OPEN!

マナビDX
MANABI-DELUXE

あなたの学びに **変革** を! 学んで身につく デジタルスキル

マナビDXは **すべての人** に
学びの場を提供します



Webサイトはこちら

<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

今が
はじめる
チャンス!

「マナビ DX(デラックス)」*とは?

- 誰でもデジタルスキルが学べるサイト
- 初心者でも、入門 / 基礎講座からスタート可能
- 豊富なコンテンツで、**自身のレベルや目的に合わせて**学習

* デラックス : DELUXE は「Digitaltransformational Education and Learning platform for Users × Engineers」の略



マナビDXを使う **3つのメリット**

かんたん

- 登録不要*1
- ログイン不要*1

あんしん

- 政府運営サイト
- 審査済みコンテンツ

うれしい

- 無償コンテンツ*2多数
- 前提知識不要*3

*1 コンテンツ提供者サイトでは必要な場合あり。*2 有償コンテンツもあり。*3 必要な講座もあり

掲載コンテンツ

文部科学省推奨



データサイエンス

経済産業省推奨



AI

厚生労働省推奨



AI



豊富な16の
検索カテゴリ

AI、データサイエンス、
クラウド、IoT など

Coming soon

もっと便利に!

- 掲載講座の充実
- 統一基準*1による講座の整理
- 実践的なスキルを身につけたい人向けのプログラム*2の紹介

*1 デジタルスキル標準 (DXリテラシー標準) などのデジタル人材に求められる知識・スキルのこと。*2 具体的には、ケーススタディを通じたDXを疑似体験できるプログラム、地域の中小企業と一緒にDX課題に取り組む現場研修プログラム

あなたにぴったりの講座を4つのテーマから検索



デジタル初心者。
基本から始めたい!

デジタル入門 / 基礎講座



補助を受けて
専門スキルを磨きたい!

受講料の支援のある講座



実践的なスキル
を身に付けたい!

デジタル実践講座



自分にあった働き方
を手に入れたい!

特に女性におすすめ
(多様な働き方に活かせる)

デジタル庁



文部科学省



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



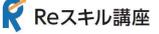
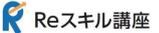
経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

IPA

独立行政法人
情報処理推進機構

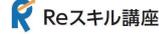
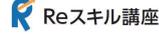
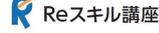
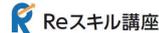


<参考> コンテンツ事例 (抜粋) 1 / 2

講座名称/提供事業者	コース概要
 <p>「AI活用コンサルタント」育成トレーニング～Aier 育成プログラム～ 株式会社デジタルグロースアカデミア</p>	<p>AIを活用した業務上の課題解決や新規事業の構築をリードできる「AIコンサルタント」として必要な知識・スキルを習得します。</p> <p> Reスキル講座</p>
 <p>Fammスクール Webデザイナー講座 株式会社Timers</p>	<p>スクールはWebデザインやグラフィックデザイン、動画クリエイターなどのスキルを学べる1カ月の短期集中型オンラインスクールです。子供がいる方にはシッターサービスを無料でご利用いただけるサポートサービスも充実しています。</p>
 <p>攻撃手法概論 株式会社ラック</p>	<p>サイバーセキュリティにおける代表的な攻撃手法の概要とその特徴について学ぶ。</p>
 <p>ディープラーニングハンズオンセミナー (PyTorchコース) E資格受験プラン 株式会社キカガク</p>	<p>AIの主要技術であるディープラーニングの数学・プログラミングから実践スキルの習得</p> <p> Reスキル講座</p>
 <p>データサイエンス基礎から応用 (「数理・データサイエンス・AI (リテラシーレベル) 講座」) 放送大学</p>	<p>「数理・データサイエンス・AI (リテラシーレベル) モデルカリキュラム」に準拠して構成されており、初級レベルの数理・データサイエンス・AIについて体系的に分かりやすく学修できる。</p>

※各事業者より提供された情報を基に経済産業省にて作成

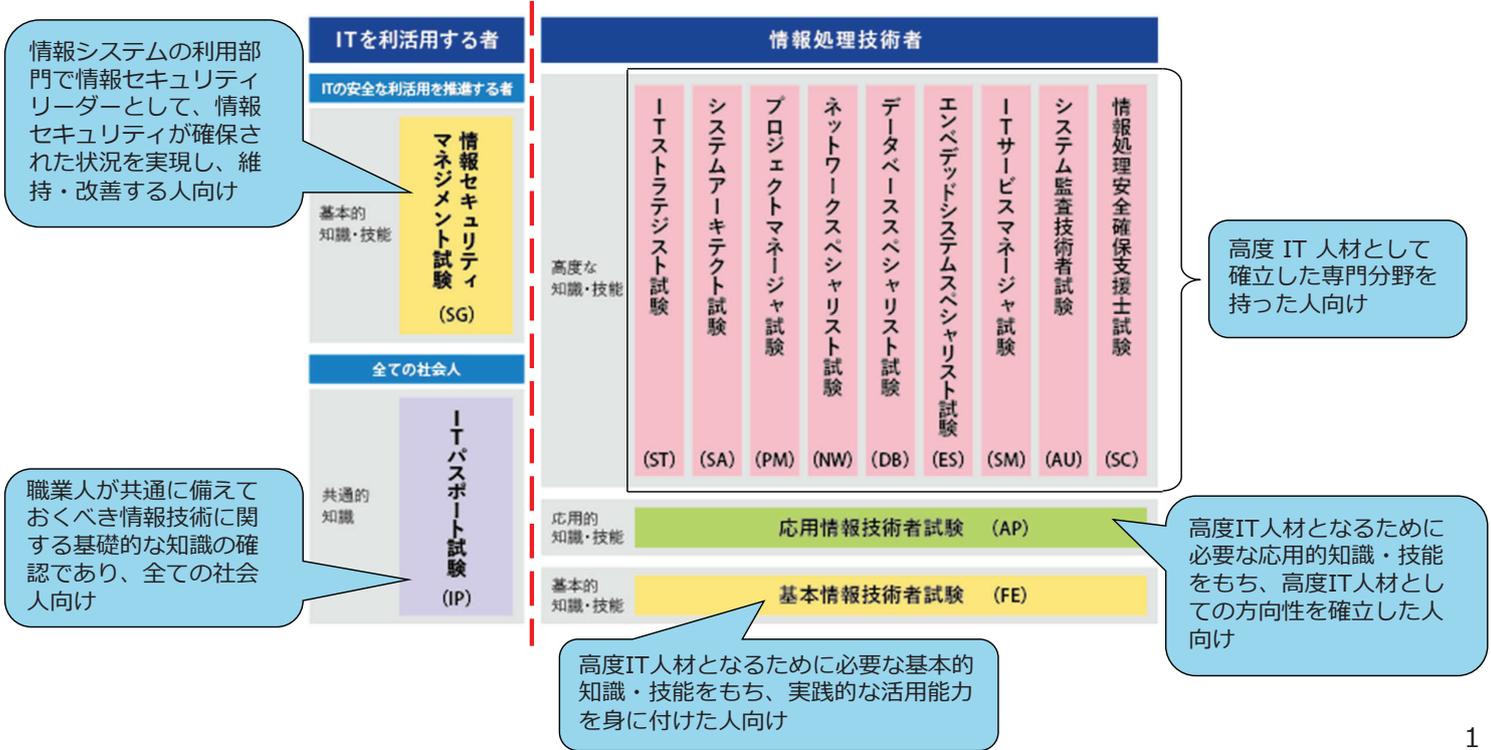
<参考> コンテンツ事例 (抜粋) 2 / 2

講座名称/提供事業者	コース概要
 <p>データサイエンスアカデミー エキスパートコース 株式会社D4cアカデミー</p>	<p>データ分析業務に必要な知識と技術を発展的内容まで習得し、分析環境構築からプロジェクト推進まで自力で行える力を習得</p> <p> Reスキル講座</p>
 <p>Microsoft Azure Virtual Training Day オンライントレーニングでクラウドの基礎を学び、無償で Azure の資格を取得しよう! 日本マイクロソフト株式会社</p>	<p>クラウド サービスを活用したアプリケーションの開発や新たなソリューションの構築をしたい方向けのスキルアップや、知見を広げ新たな可能性を発見いただくうえで役立つトレーニング</p>
 <p>長期PROスキルコース 株式会社テックアイエス</p>	<p>クラウドやシステム開発の知識を習得し、自力で課題を発見し解決する力を身につけるコース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス企画議フレームワークを用いた、課題発見 2 仕様書を用いたシステム企画 3 コーディングスキル <p> Reスキル講座</p>
 <p>DMM WEBCAMP 転職コース 専門技術講座オンライン 株式会社インフラトップ</p>	<p>実践的なプログラミングスキルに加え、先端領域であるクラウド/AIの高度な専門性を身に付けるためのオンライン講座</p> <p> Reスキル講座</p>
 <p>JDLA 「E資格」向け認定プログラム 株式会社zero to one</p>	<p>「機械学習オンライン」、「ディープラーニングオンライン」を順番に提供、「E資格」受験資格を付与するJDLA認定プログラム</p> <p> Reスキル講座</p>

※各事業者より提供された情報を基に経済産業省にて作成

情報処理技術者試験

- 情報システムを構築・運用する「技術者」から、情報システムを利用する「エンドユーザ（利用者）」まで、ITに関係するすべての人に活用いただける、ITに関する知識・技能を客観的に評価する国家試験として実施。



デジタルリテラシー習得 ITパスポート試験について

- 職業人として誰もが共通に備えておくべきITに関する基礎的知識を測るため、情報処理技術者試験の一部として「ITパスポート試験」を2009年度から開始。
- CBT方式を採用することで、年間を通して試験を実施（全国約100の試験会場）。
- 2019年度から出題範囲に、第四次産業革命に対応した新たな技術等を追加。

○出題分野

ストラテジ系 経営全般	経営戦略、財務、法務など経営全般に関する基本的な考え方、特徴など
マネジメント系 IT管理	プロジェクトマネジメント、システム開発などIT管理に関する基本的な考え方、特徴など
テクノロジー系 IT技術	ネットワーク、セキュリティ、データベースなどIT技術に関する基本的な考え方、特徴など

＜2019年度から拡充＞

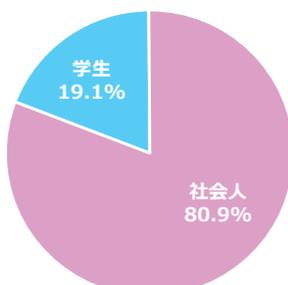
すべての分野で、新しい技術・手法の出題を強化

- 「新しい技術」の追加（AI、ビッグデータなど）
- 「新しい手法」の追加（アジャイル、DevOpsなど）
- 「情報セキュリティ」の強化

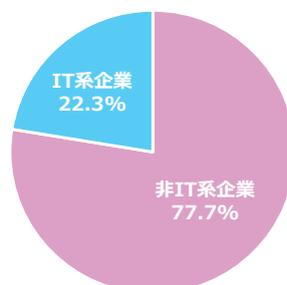
○応募者のデータ(令和3年度)

応募者	244,254 (前年度比166%)
受験者	211,145 (前年度比160%)
合格者	111,241 (前年度比144%)
合格者平均年齢	32.0歳
合格率	52.7%

● 社会人・学生の割合



● 社会人 IT系企業/非IT系企業の割合



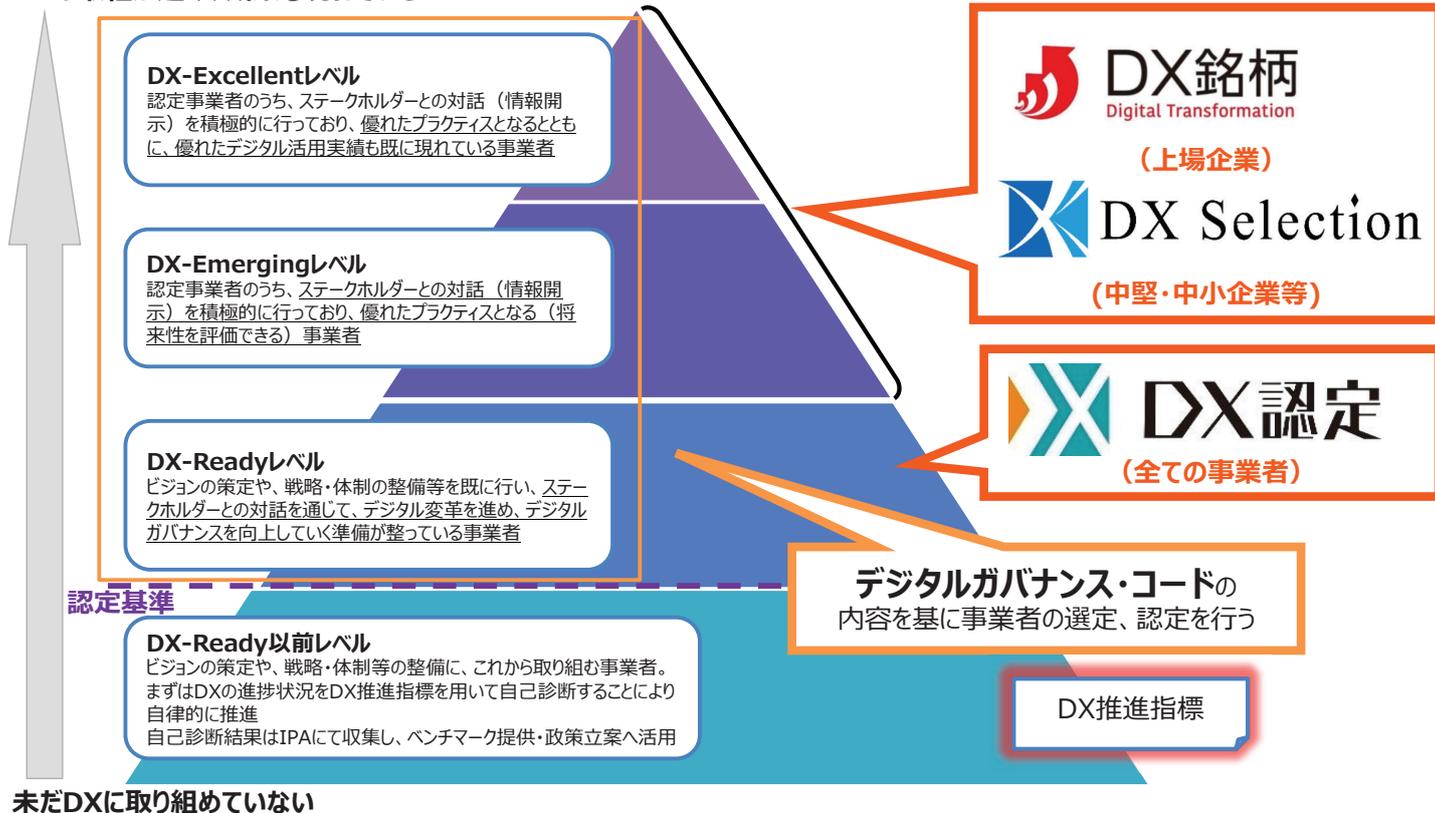
● 社会人・学生の合格率

社会人
57.3%
大学生
51.5%

DX推進施策の全体像

- 企業のDXレベルに合わせて、企業認定や優良企業選定などの施策を提供

DXの取組が進み、成果も現れている



3

DX認定制度



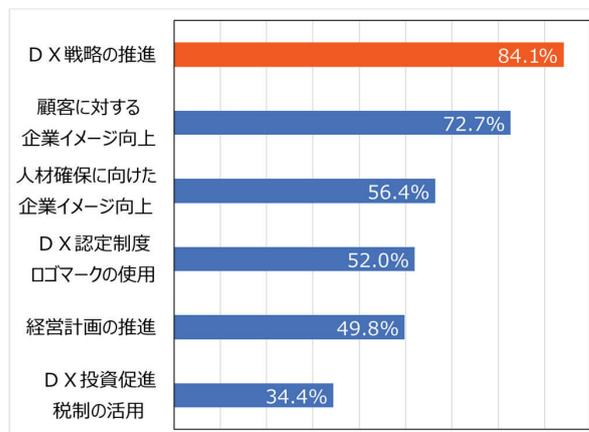
- 国が策定した指針を踏まえ「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」になっている事業者を認定（他の事業者との比較は行わない）

○申請～認定の流れ



○認定事業者向けアンケート結果

認定を取得してメリットであると感じたこと



認定企業の声（自由記述）

- ・DX認定を取得するためのプロセスは、自社を見直す大変良い機会になる。
- ・取引先、顧客とDX関連の話題を話す機会が増えた。
- ・社内人材がDXに関する資格取得に前向きとなった。

※出典

経済産業省HP（DX認定制度）：https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html

情報処理推進機構（IPA）：DX認定制度事務局）：<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html>

4

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) 労働者の知識・技能の向上にご活用ください

「人への投資促進コース」とは

- 雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。
- 自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇等を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します。

人への投資促進コース 訓練内容や実施目的に応じたメニューがあります

eラーニングや通信制による訓練等も、助成対象です。

デジタル／成長分野

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練

IT分野未経験

情報技術分野認定実習併用職業訓練

OFF-JTとOJTを効果的に組み合わせた訓練として厚生労働大臣の認定※を受けたIT分野未経験者に対する訓練

※厚生労働大臣の認定制度は、都道府県労働局にお問い合わせください。

サブスクリプション

定額制訓練

多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練

自発的能力開発

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練休暇

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

このパンフレットは、「人への投資促進コース」についてのポイントをまとめた簡易版です。支給要件の詳細は、「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のご案内（詳細版）」をご確認の上、ご不明な点は都道府県労働局へお問い合わせください。



支給額はどのくらいですか？

訓練メニューに応じて、以下の助成が受けられます

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練 (ITスキル水準 (ITSS) レベル3、4以上)	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練		海外を含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの 訓練 (IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	定額制訓練 (サブスクリプション型の研修サービス) による訓練	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-	
自発的職業能力 開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な職業訓練費 用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-	
長期教育訓練 休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
		所定労働時間の短縮および 所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	

- ・ () 内の助成率 (額) は、生産性の向上が認められる場合に加算される率 (額) です。
高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練は、当該加算はありません。
- ・ 賃金助成額は1人1時間当たりの額です (※長期教育訓練休暇制度は1人1日当たりの額)。
- ・ OJT実施助成額は1人1訓練当たりの額 (定額) です。
- ・ 賃金助成とOJT実施助成は所定労働時間内の訓練に限ります。
- ・ 経費助成は、受講者1人当たりで次の額を限度としています。

受講者1人当たりの助成限度額

訓練メニュー	実訓練時間数 100H未満	実訓練時間数 100~200H未満	実訓練時間数 200H以上	大学 (一年度あたり)	大学院 (一年度あたり)
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	-
成長分野等人材訓練	-	-	-	-	国内150万円 海外500万円
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	-	-
自発的職業能力 開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 海外200万円

- ・ () 内は大企業の額です。
- ・ 大学・大学院での訓練は、一年度あたりの限度額です。
それ以外の民間の教育訓練機関等で実施される訓練は、一の年間職業能力開発計画 (様式第3-1号) 当たりの限度額になります。
- ・ 定額制訓練に対する助成は、受講者1人当たりの経費助成の限度額はありません。
- ・ 助成率・額の詳細や生産性要件は、詳細版パンフレットをご確認ください。

どのような要件がありますか？

主な事業主要件／労働者要件は以下のとおりです

支給対象事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を策定し、従業員に周知している事業主であること
- **訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払っている事業主であること**
(自発的職業能力開発訓練、育児休業中の訓練と無給の長期教育訓練休暇等制度の場合を除く)
- 支給申請までに**訓練にかかった経費をすべて**(自発的職業能力開発訓練の場合は1/2以上)**負担**している事業主であること
(長期教育訓練休暇等制度の場合を除く)
- 訓練計画届または制度導入・適用計画届提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請提出日までの間に、事業主都合で雇用保険被保険者を離職させた事業主でないこと
- **労働局が行う審査や実地調査に協力する事業主であること**
- 不正支給を行ったことで不支給措置期間にある事業主でないこと など

支給対象労働者

- 訓練実施期間中において、申請事業主に雇用される雇用保険被保険者であること
- 訓練計画届提出時に添付する「訓練別の対象者一覧」(様式第4-1号)(定額制訓練の場合は「定額制訓練に関する対象者一覧」(様式第4-2号))で届けられている者であること(長期教育訓練休暇等制度の場合を除く) など

このページに記載されていない要件もあります。詳しくは詳細版パンフレットをご確認ください。
下記の制度は、厚生労働省のウェブサイトで紹介しています。

職業能力開発推進者、事業内職業能力開発計画

職業能力開発推進者とは、社内で職業能力開発の取り組みを推進するキーパーソンとなる役割を担う方を指します。事業内職業能力開発計画とは、自社の人材育成の基本的な方針を定めて従業員に周知するものをいいます。

職業能力開発促進法では、事業主は職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を作成するよう努めることとしています。人材開発支援助成金ではこれらを措置している事業主を助成対象としています。

実習併用職業訓練にかかる厚生労働大臣の認定

実習併用職業訓練とは、OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練のことで、実施計画を立てて申請をすると、その訓練が効果的であるとして厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた訓練を対象として、人材開発支援助成金を申請する場合は、訓練開始日の30日前までに認定の申請をする必要があります。

どのような手続きが必要ですか？

各メニューの手続きの流れは以下のとおりです

高度デジタル人材等訓練

定額制訓練

情報技術分野認定
実習併用職業訓練

自発的職業能力
開発訓練

長期教育訓練
休暇等制度

→手続きの詳細は5ページを参照

→手続きの詳細は6ページを参照

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定 →詳細は3ページを参照

実習併用職業訓練として、厚生労働大臣の認定を受ける
(訓練開始日30日前までに認定申請)
→詳細は3ページを参照

制度導入・周知
就業規則または労働協約への各制度を規定する

制度導入・適用計画の提出
制度導入・適用計画期間の初日から起算して6か月前から1か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける

訓練実施計画届、年間職業能力開発計画の提出

訓練開始日(定額制は契約締結日)の1か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける

制度導入・周知

就業規則または労働協約への各制度を規定する

計画に沿って訓練を実施

計画を変更する場合

変更届の提出

計画に沿って制度を適用

変更届の提出

支給申請

訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に管轄労働局へ提出する

支給申請

制度導入・適用計画期間(制度導入日から3年)内に、支給要件を満たす制度の最終適用日(教育訓練短時間勤務等制度の場合は最初の適用日)の翌日から2か月以内に管轄労働局へ提出

労働局の審査を経て支給

長期教育訓練休暇等制度以外の手続きは以下のとおりです

訓練実施計画届・年間職業能力開発計画の提出

事業内職業能力開発計画に基づき、1年間に従業員の職業能力開発をどのように進めるかの計画を作成した上で、訓練の実施期間・実施場所・対象労働者などを具体的に記載した実施計画を、**訓練開始日※の1か月前までに**管轄労働局に提出します。

※定額制訓練および自発的職業能力開発訓練のうち定額制サービスによる訓練の場合、定額制サービスの契約期間の初日となります。

主な提出書類	<ul style="list-style-type: none">訓練実施計画届（様式第1号）年間職業能力開発計画（様式第3-1号）訓練別の対象者一覧（様式第4-1号） など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none">訓練内容を確認できる書類（訓練カリキュラム、予定表など）訓練の対象労働者を確認できる書類訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書（写）など） など

支給申請

訓練終了日の翌日から2か月以内に、支給申請書などを管轄労働局に提出します。支給申請までに、訓練にかかった経費をすべて支払っていることが必要です。

主な申請書類	<ul style="list-style-type: none">支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）支払方法・受取人住所届支給申請書（様式第5号）賃金助成と実施助成の内訳（様式第6号）経費助成の内訳（様式第7-1号）OFF-JT実施状況報告書（様式第8-1号）訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に連帯債務を負うこと等についての承諾書（様式第12号） など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none">訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類（出勤簿、タイムカードなど）受講者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認できる書類（賃金台帳など）事業主が訓練費用を負担していることを確認できる書類（振込通知書など）訓練に使用した教材の目次等の写し該当する対象訓練で発行された修了証や、使用したジョブ・カード など

申請様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

支給申請書などの書類は、**計画届提出時点の様式**をお使いください。

例：令和4年5月に計画届を提出し受理されたもの場合は、上記リンク先「申請書類ダウンロード」の項目から、『申請書類（令和4年4月1日以降に計画届を提出された方はこちら）』を使用してください。



！ ご注意ください

届出期限内に訓練計画届の提出がない場合には、**助成金は支給されません。**

郵送で提出をする場合、管轄労働局への**到達日が受理日**となりますので、ご注意ください。

長期教育訓練休暇等制度の手続きは以下のとおりです

制度導入・適用計画の提出

事業内職業能力開発計画に基づき、1年間に従業員の職業能力開発をどのように進めるかの計画を作成した上で、具体的な内容を記載した計画を、制度導入・適用計画期間の初日から起算して**6か月前から1か月前までに**管轄労働局に提出します。

主な申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号） 事前確認書（訓練休暇様式第7号） など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則または労働協約（制度規定前のものの写しと制度規定後の案） <既に長期教育訓練休暇制度を導入している場合> <ul style="list-style-type: none"> 長期教育訓練休暇制度に関する申告書（訓練休暇様式第5-4号） 事業内職業能力開発計画 など

支給申請

支給要件を満たす休暇等の**最終取得日の翌日から2か月以内に**、支給申請書などを管轄労働局に提出します。

主な申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号） 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号） 支払方法・受取人住所届 支給申請書（訓練休暇様式第4号） 実施状況報告書（訓練休暇様式第5-2号または訓練休暇様式第5-3号） 賃金助成の内訳（訓練休暇様式第6号）※有給の長期教育訓練休暇を取得した場合 など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 就業規則または労働協約の写し 休暇等を取得した労働者が被保険者であることを確認できる書類（雇用契約書（写）等） 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認できる書類（出勤簿、タイムカードなど） 休暇取得者に賃金が支払われていたことを確認できる書類（賃金台帳など）※有給の休暇の場合のみ 事業主以外が行う教育訓練、各種検定、キャリアコンサルティングを、事業主以外が実施していることを確認できる書類（訓練カリキュラム、受講案内等） など

申請様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

支給申請書などの書類は、**計画届提出時点の様式**をお使いください。

例：令和4年5月に計画届を提出し受理されたものの場合は、上記リンク先「申請書類ダウンロード」の項目から、『申請書類（令和4年4月1日以降に計画届を提出された方はこちら）』を使用してください。



ご注意ください

届出期限内に訓練計画届の提出がない場合には、**助成金は支給されません。**

郵送で提出をする場合、管轄労働局への**到達日が受理日**となりますので、ご注意ください。

よくあるご質問

助成金がもらえない訓練はありますか？

例えば以下のような訓練は、支給対象になりません。

- 職務に直接関係ないもの、趣味教養のもの、通常の事業活動の範囲内で行われるべきもの、法令等で義務づけられたものなど、助成目的に適合しない内容の訓練
- 講演会・学会など、訓練ではないもの
- OFF-JTが通常の生産活動と区別されない場所で実施されているものなど、助成目的に適合しない実施方法の訓練
- 講師要件を満たさない者が講師をつとめる事業内訓練
- OJTに必要な指導者を確保できておらず、受講生ひとりで実施するものなど

変更届を提出せずに、計画とは違うカリキュラムや日時・場所等で訓練を実施した場合等も、変更した部分は対象になりません。詳しくは詳細版パンフレットをご確認ください。

教育訓練休暇の対象とならない訓練はありますか？

例えば以下のような訓練については、対象になりません。

- OJT
- 業務命令で受講させるもの
- 通常の事業活動の範囲内で行われるもの（自社の経営方針の説明・報告会、自社製品・サービス・社内制度に関する説明など）
- 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの
- 研究会、発表会、見学会、視察旅行など
- 労働者の休暇日に受講するもの（休暇日を振り替えたとしても対象となりません）
- 事業主が主催するOFF-JT（事業主が事業主以外の設置する教育訓練施設等に依頼して行うもの、外部講師を派遣して行うものも対象となりません）

「OJT」「OFF-JT」とはどのようなものですか？

「OJT」は、**適格な指導者※の指導のもとで、企業内の事業活動の中で実施する実習訓練**をいいます。

「OFF-JT」は、**企業の事業活動（通常の業務・生産ライン）と区別して実施する座学または実技訓練**です。

※訓練を実施する事業所の事業で報酬を貰っている役員等の方や同事業所から賃金を貰っている従業員

例えば以下のように区別することができます。

- パソコン操作 → 顧客への礼状の作成はOJT / 操作習得用の練習文書の作成はOFF-JT
- 研磨作業 → 出荷品を研磨するのはOJT / 出荷しない不良・廃棄品を使って研磨の練習をするのはOFF-JT
- パーマ施術 → 自店舗等でお客さまに施術するのはOJT / モデルウィッグに施術するのはOFF-JT

教育訓練給付 学び直し応援キャンペーン

「デジタル等成長分野の講座」「土日・夜間・オンラインの講座」
の特別申請期間を設けて 労働者の学び直しを応援します

労働者の学び直しを支援するため、教育訓練給付講座指定の「特別申請期間」を設けました。
対象は「デジタル等成長分野の講座」、「土日・夜間・オンラインの講座」です。
教育訓練実施者の皆さま、この機会に講座指定申請をお願いいたします！

※通常の申請期間は、10月3日～11月7日です。

特別申請期間

2022年12月1日（木）～2023年1月10日（火）

対象講座

- デジタル講座
- 土日講座、平日（夜間）講座 ※通学制
- オンライン講座（eラーニング講座、一部eラーニング講座）

- ・新規指定申請に限ります（再指定申請講座は対象外です）。
- ・専門実践、特定一般、一般教育訓練のいずれも対象です。
- ・一般教育訓練は通常申請期間の新規申請を3講座までとしています。この期間中の対象の講座であれば申請数に上限はありません。
- ・2023年4月から対象講座として指定されます。

教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、訓練費用の一部が支給される制度です。
対象となる教育訓練は、レベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給

お問い合わせ

講座指定の申請手続き

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課
03-6758-2828/2825/2824

講座指定の基準

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
03-5253-1111（内線5398）

教育訓練給付制度について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% [年間上限56万円 ・最長4年] を受講者に支給	受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給



指定対象の講座を、裏面で詳しくご紹介していますので、ご覧ください。

講座指定を受ける手続き

まずは、指定を受けるための要件を確認しましょう

- 厚生労働省ホームページに、教育訓練施設向けのパンフレットを掲載しています。

教育訓練 講座指定 検索

申請書類を準備しましょう

- 申請様式（記入書類）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

申請書類の提出（提出先：中央職業能力開発協会）

- 申請受付は年2回、提出期間と指定日は以下の通りです。
4月上旬～5月上旬提出→10月1日指定、**10月上旬～11月上旬提出**→翌年4月1日指定

審査

- 申請された講座が指定基準を満たしているか、審査を行います。

指定

- 指定期間は、4月1日または10月1日から**3年間**です。
- 引き続き指定を希望される場合は、指定期間満了前に**再指定申請**が必要です。

指定対象講座

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
① 業務独占資格などの取得を目標とする講座		
<p>▶ 業務独占資格・名称独占資格の取得を目標とする講座</p> <p>例：介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、助産師、美容師、理容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など</p>	<p>▶ 業務独占資格・名称独占資格・必置資格の取得を目標とする講座</p> <p>例：介護職員初任者研修、介護支援専門員、大型自動車第一種・第二種免許、税理士、社会保険労務士 など</p>	<p>▶ 公的職業資格・民間職業資格などの取得を目標とする講座</p> <p>例：中小企業診断士、司書、英語検定、簿記検定 など</p>
② デジタル関係の講座		
<p>▶ ITSSレベル3以上の情報通信資格の取得を目標とする講座</p> <p>▶ 第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定）</p>	<p>▶ ITSSレベル2以上の情報通信資格の取得を目標とする講座</p> <p>※ITSSレベル3かつ訓練時間が120時間未満のものを含む</p>	<p>▶ 左記以外の情報通信資格の取得を目標とする講座</p>
③ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程（①②に該当するものを除く）		
<p>▶ 専門職大学院の課程</p> <p>▶ 専門職大学・専門職短期大学の課程</p> <p>※大学・短期大学の専門職学科の課程を含む</p> <p>▶ 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</p>	<p>▶ 職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）</p> <p>※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの</p>	<p>▶ 修士・博士の学位などの取得を目標とする課程</p>
④ 専門学校の課程（①②に該当するものを除く）		
<p>▶ 職業実践専門課程（文部科学大臣認定）</p> <p>▶ キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</p>	<p>▶ キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）</p> <p>※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの</p>	

お問い合わせ

- ▶ **講座指定の申請手続き**（申請書類の記入方法など）
中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課（03-6758-2828／2825／2824）
- ▶ **講座指定の基準**
厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室（03-5253-1111（代表））
- ▶ **教育訓練給付金**（給付金の支給申請手続き、証明書類の記入方法など）
最寄りのハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

厚生労働省ホームページ

- ▶ **教育訓練給付制度について**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html
- ▶ **教育訓練給付の講座指定について**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

